

平成 27 年版

古賀市環境報告書（案）

（平成 26 年度に講じた施策と環境の状況）



福岡県古賀市

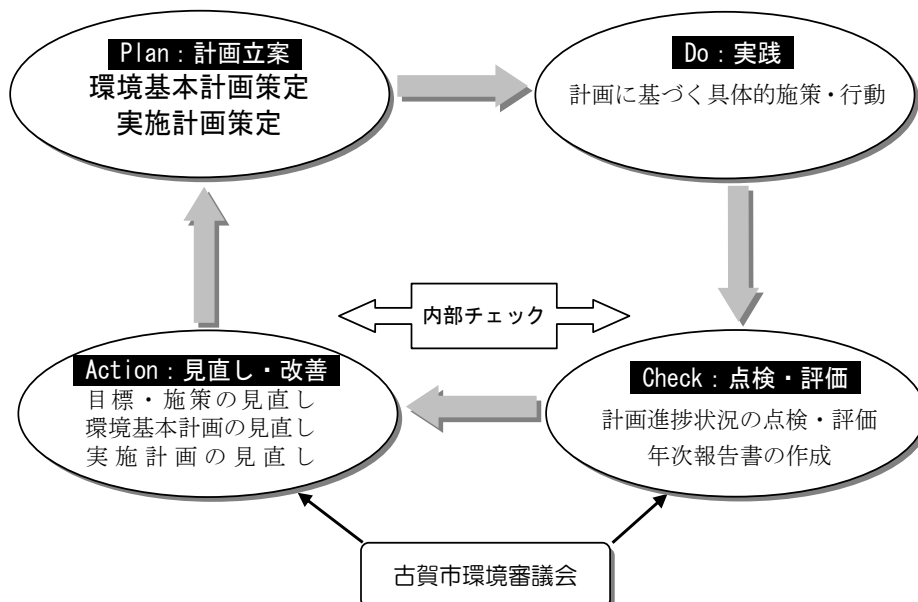
平成 27 年 7 月

古賀市環境報告書について

古賀市では、めざすべき環境像“未来に引き継ごう 人が自然と愉しく共生する環のまち しが”の実現のため、平成25年度に「第2次古賀市環境基本計画」を策定し、平成26年度より取組を進めています。

この「古賀市環境報告書」は、第2次古賀市環境基本計画の進行管理における“Check：点検・評価”、“Action：見直し・改善”という役割を担っており、計画の進捗状況や古賀市の環境状況を把握し、課題を明らかにして、今後の取組に活かしていくため、「古賀市環境基本条例」第11条に基づき、毎年作成し、公表することとしています。

【第2次古賀市環境基本計画の進行管理】



(資料：第2次古賀市環境基本計画)

－ 報告書の利用にあたって －

- 報告書の数値等は、平成27年7月末現在のものを使用しています。
- 報告書の数値等で最新のものが必要な場合は環境課までお問い合わせください。

－ 表紙の説明 －

- イラストは、人と自然との“つながり”をテーマに「環のまちしが」を親しみやすく描写したもので、第2次古賀市環境基本計画裏表紙においても使用しています。

目 次

1	古賀市の概要	1
2	第2次古賀市環境基本計画の役割と位置づけ	3
3	めざすべき環境の姿	4
4	環境像を実現するための体系的な取組	5
5	第2次古賀市環境基本計画の推進体制	6
6	平成26年度古賀市の環境に関わる主な取組	7
7	各施策内容における取組状況について	9
	(1) 自然環境	10
	(2) 生活環境	24
	(3) 都市環境	32
	(4) 地球環境	38
	(5) 資源循環	47
	(6) 環境意識と行動	56
8	古賀市職員の環境配慮行動の実践	69
	(1) 二酸化炭素（CO ₂ ）の総排出量削減	70
	(2) グリーン購入の推進	71

資料編	72
1 河川水質	73
2 海水域水質	78
3 地下水水質	80
4 大気環境	81
5 廃棄物及びリサイクル	83
6 古賀市環境基本条例	86

* 第2次環境基本計画 P14 L1～L3、L8
* 古賀市 HP 「古賀市へようこそ」

1 古賀市の概要

福岡県の北西部に位置しており、福岡都市圏に属している古賀市は、平成9年（1997年）糟屋郡古賀町が市制施行し、古賀市となりました。南西部は新宮町、南部は久山町、東部は宮若市、北東部は福津市と隣接しています。

海岸線には、玄界国定公園に指定されている白砂青松が連なり、河川は、中川、大根川が流れ、西の玄界灘から中央に位置する平野、さらに犬鳴山系、立花山系など自然に恵まれた地域です。

自治体名 古賀市

代表者 古賀市長 中村 隆象

所在地 福岡県古賀市駅東一丁目1番1号

第4次古賀市総合振興計画 都市イメージ

「つながり にぎわう 快適安心都市 こが ～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」

平成27年度施政方針

- (1) 活気とにぎわいあふれるまちづくり
- (2) 自然を大切にし環境にやさしいまちづくり
- (3) こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり
- (4) 住みやすい生活環境の整ったまちづくり
- (5) 安全で安心して暮らせるまちづくり
- (6) すこやかで元気あふれるまちづくり
- (7) 互いに認めあい みんなでつくるまちづくり

古賀市の概況

面積	人口	世帯数
42.07 km ²	58,319 人	23,956 世帯

(平成27年3月末現在)

(古賀市の木) くろがねもち (古賀市の花) コスモス

(気 象) 古賀市は、日本海型気候区に属し、比較的温暖な気候です。年間降水量は平成22年度からの5年間の平均で、約1,413 mmとなっています。

気温の推移

年次	最高	最低	平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H22	36.5	-2.1	16.4	6.1	8.4	9.8	12.7	17.7	22.6	26.6	29.1	25.0	18.8	12.3	8.2
H23	34.7	-3.2	16.0	3.2	7.2	7.7	13.3	18.5	22.9	26.7	27.2	23.9	18.3	15.1	7.7
H24	35.7	-3.7	15.8	5.4	5.0	9.4	14.7	18.8	22.1	26.8	28.0	23.3	17.7	11.9	6.7
H25	36.1	-3.1	16.5	5.3	6.6	10.9	13.5	18.7	22.8	28.2	28.4	23.7	19.3	12.6	7.4
H26	36.1	-0.5	16.2	6.9	6.8	10.6	14.5	19.3	21.8	26.2	25.8	23.3	18.6	13.6	7.2

※H25 までは、粕屋北部消防本部-消防年報より抜粋。

(単位：℃)

※H26 は粕屋北部消防本部への聞取りによる数値を記載している。

降水量の推移

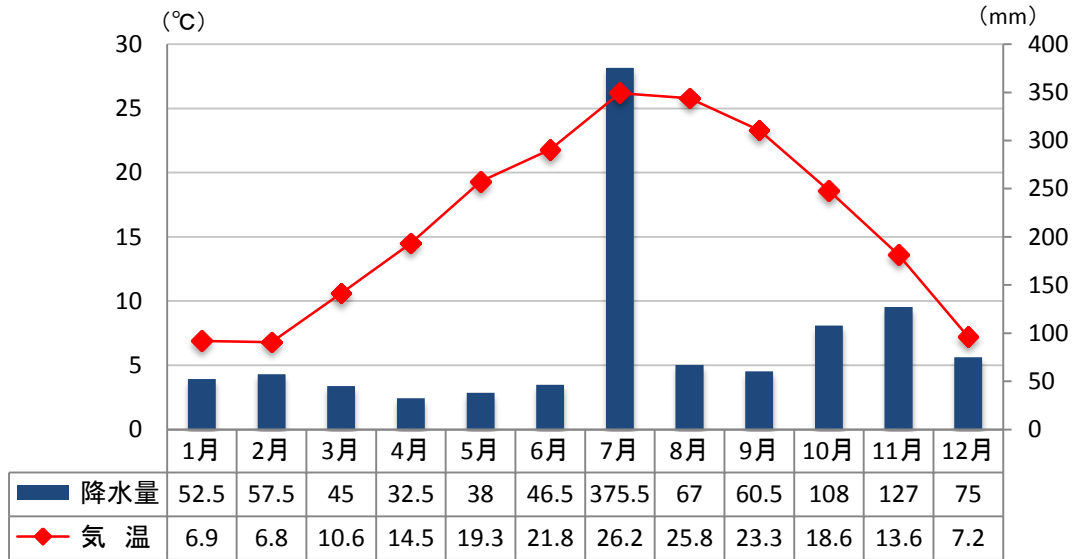
年次	総量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H22	1,111.0	39.0	52.0	46.5	60.0	45.5	105.5	312.0	77.0	137.0	51.0	44.0	141.5
H23	1,699.5	120.5	62.5	69.0	53.0	305.0	325.0	126.0	239.5	115.5	94.5	154.0	35.0
H24	1,593.5	25.0	119.0	129.5	94.5	39.5	262.0	433.0	145.5	106.0	51.5	101.5	86.5
H25	1,574.8	62.8	85.5	69.0	83.0	51.5	176.0	111.5	429.5	108.5	222.0	109.0	66.5
H26	1,085.0	52.5	57.5	45.0	32.5	38.0	46.5	375.5	67.0	60.5	108.0	127.0	75.0

※H25 までは、粕屋北部消防本部-消防年報より抜粋。

(単位：mm)

※H26 は粕屋北部消防本部への聞取りによる数値を記載している。

気温及び降水量(平成 26 年度)

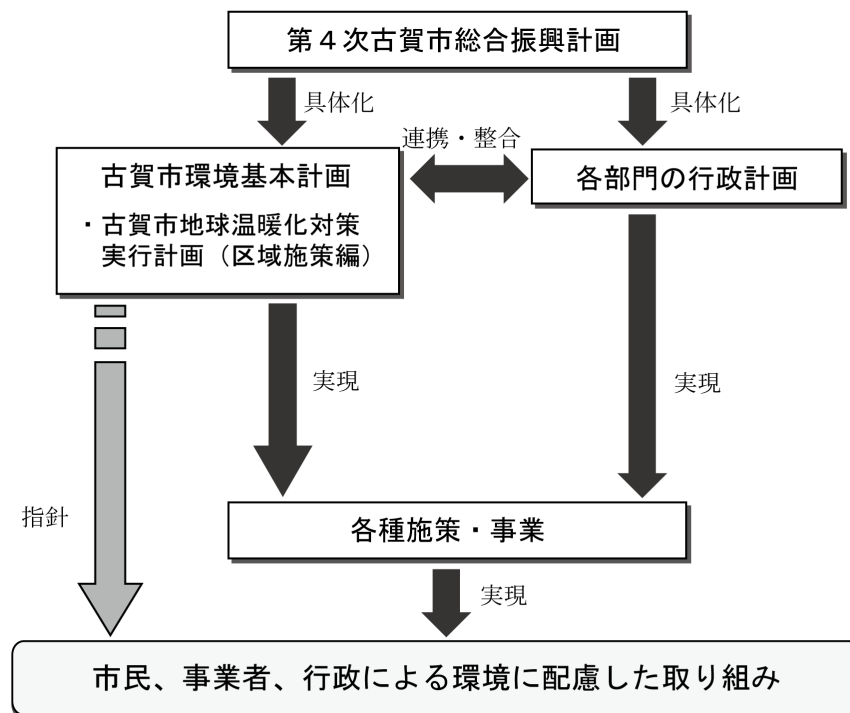


(資料：粕屋北部消防本部)

2 第2次古賀市環境基本計画の役割と位置づけ

本計画は、平成16年10月に制定された「古賀市環境基本条例」第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること、また、「第4次古賀市総合振興計画」で掲げた都市イメージ「つながり にぎわう 快適安心都市 かが～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」を環境面から実現することを目的としており、環境行政の最上位計画に位置づけられています。

具体的には、環境面において、他の行政計画と連携・整合を図るとともに、市民、事業者、行政などの共働によって環境に配慮したまちづくりを推進していくための目標や取組について示しています。なお、「古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」については、本計画に含めることにより一体的に推進するものとしています。



※第2次環境基本計画では、各部門の行政計画にあたる「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を同時に策定

(資料：第2次古賀市環境基本計画)

- * 第2次環境基本計画 P42～44
- * 古賀市環境基本条例 附則
- * 第3次福岡県環境総合ビジョン

3 めざすべき環境の姿

私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらしている社会経済活動の背景には、資源やエネルギーの確保、地球温暖化の進行による気候変動、水質の悪化や廃棄物の問題、地域固有の生態系の危機や越境大気汚染など、環境に関する様々な課題が存在しています。

今日、私たちは、良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を担っていることから、私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常の生活行動及び社会経済活動が環境へ影響を与えていることを自覚し、古賀市、市民、事業者等が、それぞれの責任と役割の下で、協力・共働して豊かな環境を保全し創造していくこと、また、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環のまちを実現することが重要であると考えています。

【 第2次古賀市環境基本計画における環境像 】

「未来に引き継ごう 人が自然と愉しく共生する環のまち かが」

これは、第1次古賀市環境基本計画で掲げた、めざすべき環境像である「未来へつながる 人と自然が織りなす環のまち」の考え方を引継ぎつつ、私たち自らの積極的な環境への働きかけで良好な環境を創り出し、充実感や愉しみを得る過程を強調し、発展させたものです。



(資料：第2次古賀市環境基本計画)

4 環境像を実現するための体系的な取組

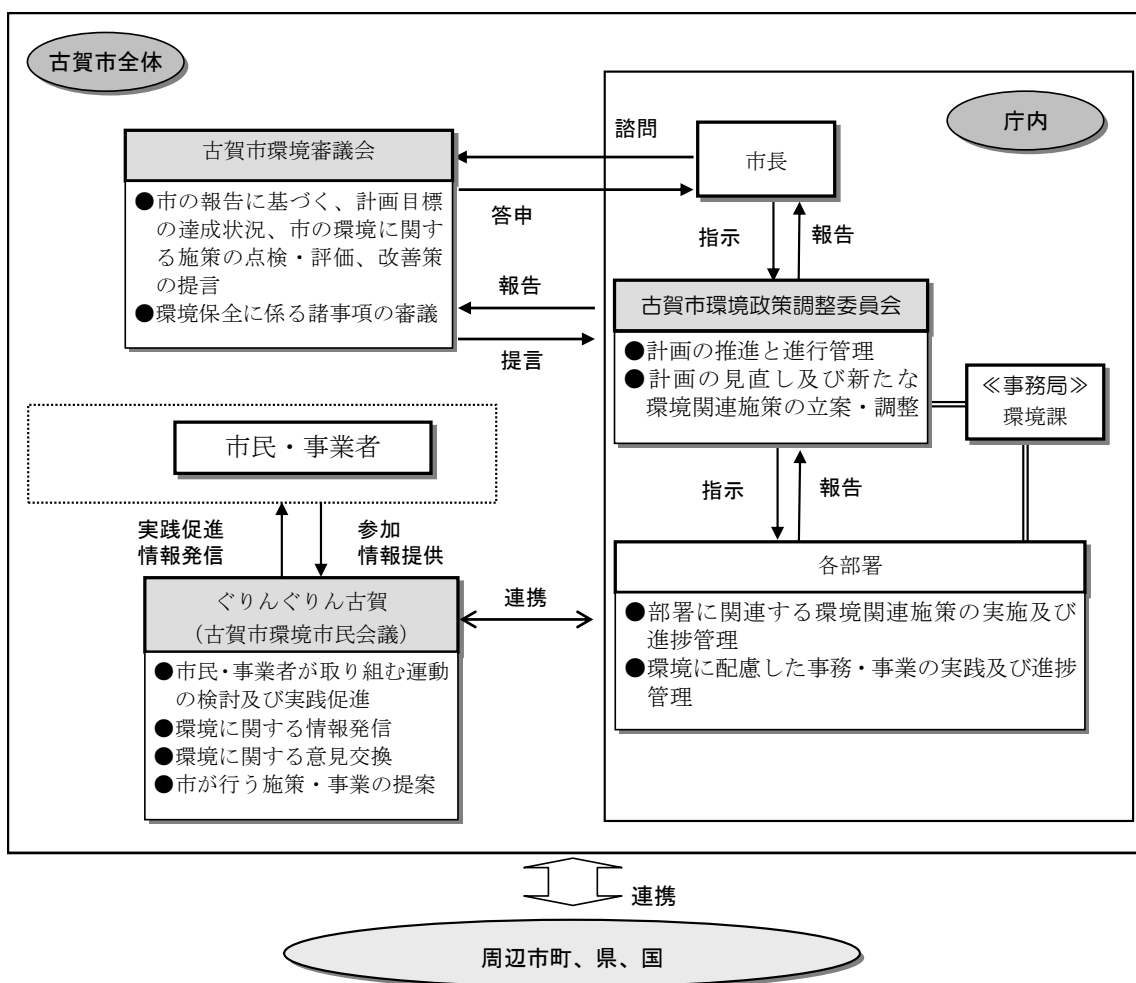


5 第2次古賀市環境基本計画の推進体制

古賀市が実施する施策・事業を総合的かつ計画的に進めるため、市長の諮問機関である「古賀市環境審議会」、共働の取組を推進するネットワーク組織「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」、庁内組織である「古賀市環境政策調整委員会」と連携・協力しながら計画を推進していきます。

また、広域的あるいは地球規模の視点での取組が必要な事項については、他の地方公共団体や国などと連携・協力を図りながら進めていくこととしています。

第2次古賀市環境基本計画の推進体制



(資料：第2次古賀市環境基本計画)

6 平成 26 年度古賀市の環境に関わる主な取組

■地球環境：「うちエコ診断」事業

古賀市では、平成 26 年度から市民の省エネや節電意識の向上を図るため「うちエコ診断」を実施しており、73 世帯の方に参加いただきました。

※「うちエコ診断」とは省エネ・省 CO₂ の知識、地球温暖化に関する知識を持った専門の診断士（環境省認定の公的資格）が受診者の家庭のエコ度を診断し、家庭のエネルギーの使用状況から効果的な対策方法及び、光熱費の削減効果などを提案するものです。



■地球環境：再生可能エネルギー発電設備導入促進への取組

平成 22 年度から平成 26 年度に実施した住宅用太陽光発電システム設置費補助については、5 年間で 653 件の補助を実施しました。

これまでに古賀市の補助を受けて設置された太陽光発電システムにより、年間約 1,716t-CO₂ の二酸化炭素が削減された計算になります。これは、約 317 世帯が 1 年間に排出する二酸化炭素の量を削減できたことになります。※1 世帯の 1 年間の二酸化炭素排出量：約 5.4t-CO₂

（資料：国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス-日本の温室効果ガス排出量データ（2013 年））



※古賀市の公共施設への再生可能エネルギー発電設備の導入は、平成 21 年度に市庁舎へ太陽光発電設備を、平成 22 年度に花鶴小学校に太陽光発電設備を導入しています。今後は、防災拠点に指定されている公共施設 3 施設（市庁舎・小野小学校・花見小学校）に太陽光発電及び蓄電池設備の導入、新設する研修棟へ太陽光発電設備の導入を予定しています。

■資源循環：「古紙・古着回収倉庫」の外装リニューアル

古賀市では、再資源化を促進するため、古紙・古着を無料で回収する倉庫を古賀市内 2 箇所に設置しています。

ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）生活環境部会の協力により、古賀市内 2 箇所に設置している「古紙・古着回収倉庫」の塗り替えが完了しました。

※設置場所：JA 粕屋北部プラザ内・千鳥ヶ池公園第 2 駐車場内



■環境意識と行動：古賀市公募型補助金

広く市の目的に合致する公益的事業を公募し、市民の自発的な活動を推進・活性化することを目的に補助金を交付しています。

平成26年度は、15件の事業が採択され、環境分野では3つの事業に補助金が交付されました。

※採択事業名

- ・「るんるん♪ごみ拾い」
- ・「白くまくんをすくえ！すごろくのバージョンアップ版の作成」
- ・「ボランティアによる飼い主のいない猫の捕獲避妊去勢手術・啓発活動」



■環境意識と行動：古賀市「グリーンカーテンの匠」事業

平成25年度から市民の省エネ対策と身近な環境への関心や環境負荷低減意識の向上を目的として古賀市「グリーンカーテンの匠」事業を実施しています。

[平成26年度実績]

市民向け：グリーンカーテンを設置するため、ゴーヤを種から育成し、育成過程での意見交換も実施しました。

また、省エネ対策、環境負荷低減の対策へつながる講座も実施し、事業の充実を図りました。
(講座回数：4回/参加組数：38組)

学校向け：青柳小学校・古賀東小学校をモデル校として事業を実施しました。講師の役割を担うグリーンカーテンの匠を中心に、学校と環境課、福岡県地球温暖化防止活動推進センターが連携し、グリーンカーテンを通して環境教育に取り組みました。

(講座回数：2校×4回)



■環境意識と行動：ラブアース・クリーンアップ2014

ラブアース・クリーンアップは、平成4年に福岡市で開催された「ローマ・クラブ福岡会議 イン九州」を契機として始まった、市民、企業、行政が協力して、海岸や河川、山なみ等のごみ拾いを行う清掃活動です。

古賀市では、毎年6月に海岸の一斉清掃を実施しており、多くの市民が参加されています。

平成26年度は、花鶴浜の清掃を実施し、地域・企業・ボランティア団体など、約300名の参加者により、約1,130kgのごみを回収しました。



7 各施策内容における取組状況について

第2次古賀市環境基本計画においては、環境分野ごとに「環境目標」を設定し、目標達成のための「取組の方向性」と「基本的な取組」を示しています。

ここでは、「基本的な取組」ごとの平成26年度の取組の内容、その課題と対応策、今後の取組についてまとめています。

本章の見方

環境分野		
環境目標		
取組の方向性		
基本的な取組		
施 策 内 容		
指標	現況（平成25年度末現在）	目標

第2次古賀市環境基本計画より引用しています

環境分野ごとの「環境目標」「取組の方向性」「基本的な取組」「施策内容」「指標（現況・目標）」を記載しています。

実施主体		担当課							
◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）									
取組 1	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 ● 27年度以降の取組について 									
⋮									
◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について									

具体的な取組を実施していく

「実施主体」
古賀市役所での「担当課」

「取組内容」
「スケジュール」
「26年度に実施した取組」
「課題、及び課題に対する対応策」
「27年度以降の取組」

「施策内容に対する進捗状況と今後の動向」

を記載しています。

(1) 自然環境

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	A. 保全方針・戦略の策定
基本的な取組	A-①生物多様性の保全に向けた体制の構築

施策内容
過去実施した自然環境調査(平成14~15年度)における研究会のメンバーを中心に、生物多様性の保全に向けた検討委員会を立ち上げます。既存の植生図などのデータを最大限活用しながら、古賀市の特性にあった調査方法を検討し、自然環境に関する不足データの収集やモニタリング・評価システムの構築など、市民をはじめ地域を巻き込んだ保全のための体制づくりの検討も併せて取り組みます。

指標	現況(平成25年度末現在)	目標
生物多様性の保全に向けた体制づくり	—	平成29年度
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市、自然環境を専門とする有識者、市民団体等	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	自然環境調査実施検討委員会の立ち上げ及び継続実施		自然環境を専門とする有識者や市民団体等で構成された「自然環境調査実施検討委員会」を立ち上げ、適宜協議を実施する。					
	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	自然環境調査実施検討委員会立ち上げに関する関係者協議				自然環境調査実施に関する関係者協議			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 「自然環境調査実施検討委員会」の設立に向けて、自然環境を専門とする環境審議会委員など有識者と立ち上げに関する検討を重ねた。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 27年度初頭に「自然環境調査実施検討委員会」の設立をめざしたが、調査方法や調査範囲等の準備に時間を要したため、27年度中の設立が困難となった事等から、改めて準備を進めることとなった。 ● 27年度以降の取組について 自然環境調査は「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」策定のための重要な資料となる事から、26年度に引き続き、環境審議会の有識者等と調査範囲、調査対象について協議を重ねていく。 							

取組2	指標種の設定・及びモニタリング体制の構築		指標種の設定・及びモニタリング体制を構築する。					
	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	モニタリング体制・方法等の検討				モニタリング体制・方法等の検討(28年度以降も継続)			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 モニタリング体制等について、関係する有識者と検討を重ねた。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 自然環境調査を実施する際、立ち上げられる「自然環境調査実施検討委員会」内において、市における自然環境上重要である地域及び種を、14年度から15年度にかけて実施した「古賀市自然環境調査」、及び今後実施を予定している自然環境調査の実施結果等から選定し、モニタリングポイント及びモニタリング指標種の設定、調査方法の確立をめざしている。 ● 27年度以降の取組について 引き続き、モニタリング体制等の確立に向けて、環境審議会の有識者等と協議を進めていく。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

引き続き「自然環境調査実施検討委員会」の立ち上げ等体制づくりに向けた準備を進めていく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	A. 保全方針・戦略の策定
基本的な取組	A-②自然環境調査の実施と「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定

施策内容
「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」策定に当たり、各分野毎にグループを形成し、データが不足している地域の自然環境調査を学識者をはじめボランティア団体など多様な主体による共働で実施します。 生物調査や植生調査においては、小学生など若年層と取り組むことで、環境教育・環境学習の場としての活用を図ります。 また、古賀市に存在する重要な生物や植生の確認のため、分かりやすい指標を用いた調査を定期的の実施いたします。

指標	現況(平成25年度末現在)	目標
「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定	—	平成29年度
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市、自然環境を専門とする有識者、市民団体等	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	自然環境調査・評価を実施するための体制構築		自然環境調査・評価を実施するための体制を構築する。						
	スケジュール	26年度				27年度(予定)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		各関係者との協議				各関係者との協議			
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 27年度以降の実施を前提に「古賀市自然環境調査」を実施する為の検討委員会の構成人員等について関係者と協議を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 調査方法や調査範囲等の準備に時間を要したため、27年度以降に「古賀市自然環境調査」を実施することが困難となったことから、体制、方法、範囲について引き続き関係者と情報交換する必要が生じた。 ● 27年度以降の取組について 引き続き、28年度以降に「古賀市自然環境調査」を実施するための構成人員等について、関係者と協議を行いたい。また、ぐりんぐりん古賀など市内で活動する環境団体との共働にて個別に環境調査を実施することについても検討していく。 									

取組2	自然環境調査実施計画の策定		自然環境調査に係る実施計画を策定する。						
	スケジュール	26年度				27年度(予定)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		自然環境調査実施計画案検討				自然環境調査実施計画案検討			
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 27年度以降の実施を前提に「古賀市自然環境調査」実施計画案を当課にて作成した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 調査方法や調査範囲等の準備に時間を要したため、27年度以降に計画案どおりに実施することが困難となったことから、新たな形での実施計画案を作成する必要が生じた。 ● 27年度以降の取組について 自然環境調査は「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」策定のための重要な資料となることから、引き続き28年度以降の実施をめざし、新たな「古賀市自然環境調査」実施計画案の作成に取り組んでいく。 									

多様な主体との調整		市民団体等多様な主体との共働にて調査を実施する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	各関係者との情報交換・協議				各関係者との情報交換・協議				
取組3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 27年度以降の実施を前提に関係者と情報交換を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 調査方法や調査範囲等の準備に時間を要したため、27年度以降に「古賀市自然環境調査」を実施することが困難となったことから、体制、方法、範囲について引き続き関係者と情報交換する必要が生じた。 ● 27年度以降の取組について 28年度以降に「古賀市自然環境調査」を実施する事をめざし、その中で自然環境を専門とする市民団体等と共働にて実施できる調査内容について、関係者と情報交換等協議を行っていく。 								

「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定		「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」を策定する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	策定に向けた関係者協議				策定に向けた関係者協議				
取組4	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」策定に向けたスケジュール等について、自然環境を専門とする有識者と協議を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 自然環境調査を実施する際の組織となる「自然環境調査実施検討委員会」の立ち上げが困難となったことから、「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定スケジュールが遅れている。 ● 27年度以降の取組について 「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」は市における自然環境の保全や利活用における重要な指針となることから、その策定に向けて関係者と協議を進めると共に、引き続き「古賀市自然環境調査」について平成28年度以降の実施をめざす。 								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

引き続き「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定に向けて事業を進めていく。
--

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	A. 保全方針・戦略の策定
基本的な取組	A-③生物多様性の保全に向けたガイドラインの作成

施策内容
<p>宅地開発など古賀市の開発事業の際に、生物多様性に配慮した環境整備を促すため、現行の環境配慮指針を見直し、土地対策指導要綱での協議内容や、「古賀市美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」を考慮した環境整備を図るためのガイドラインを作成します。</p> <p>ガイドラインには、植生や生物の生息環境など、その地域の生物多様性の視点から、重要度に応じて求められる保全施策の方法とともに外来生物への対応なども考慮します。</p> <p>また、古賀市の環境の状況は変化していくため、A-②の推進にあわせ定期的なモニタリング調査を実施し、適宜内容の見直しを図り、環境配慮指針として整備します。（第1部 第6章参照）</p>

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
生物多様性の保全に向けたガイドラインの策定	—	平成30年度
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市、自然環境を専門とする有識者	環境課、都市計画課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組 1	生物多様性の保全に向けたガイドラインの整備				《基本的な取組A-②自然環境調査の実施と「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定》にて推進する実施内容と整合性のとれたガイドラインを整備する。(目標平成30年度)			
	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	ガイドラインの作成に向けた関係者協議				ガイドラインの作成に向けた関係者協議			
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ガイドラインの整備に向けて、関係者とスケジュール等との協議を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 調査方法、範囲等の変更が生じており、その内容を検討することに時間を要している。 ● 27年度以降の取組について ガイドラインは生物多様性に配慮した環境整備、開発等を行うための重要な指針となることから、今後予定している「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定に併せた形での作成をめざす。 								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

引き続きガイドラインの策定に向けて事業を進めていく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	B. 森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）
基本的な取組	B-①農地の保全と有効活用

施策内容
<p>水源かん養や災害防止などの農地の持つ多面的・公益的な機能を今後も生かすため、水路・ため池などの適切な維持管理を促し、継続的な機能維持に努めます。</p> <p>生産された野菜などの一部をコスモス館の販売や学校給食に用いることで、地産地消の推進を図るとともに、市民農園の整備や市民がその大切さを実感できるようなふれあいの場の創出にも努めます。</p> <p>また、耕作放棄地対策については、国の制度である「人・農地プラン」事業を進めるとともに、農業委員会による指導強化、同時に耕作放棄地の再生事業を実施していきます。</p>

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
コスモス広場の組合員数	200人	増加（平成35年度）
市民農園数	3箇所	5箇所（平成35年度）

実施主体	担当課
古賀市、古賀市農業委員会、コスモス広場利用者組合	農林振興課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

「人・農地プラン」の作成		農業の担い手や農地などを含めた今後の地域農業のあり方を示す「人・農地プラン」を作成する。							
スケジュール	26年度				27年度（予定）				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
		事業説明・原案検討・農区民会合意・検討会実施				事業説明・原案検討・農区民会合意・検討会実施			
取組1	<p>● 26年度に実施した取組 24年度から事業を開始し、25年度までに4農区でプランが策定済。26年度は4農区においてプラン策定を目標に取り組んだ。事業説明など、農区に対し合計9回の協議を重ねながらプラン作成への理解を求めた結果、2農区についてプランが策定された。</p> <p>● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 担い手の位置づけや農地の利用集積が困難な農区においては、プランの作成に至らなかったことから、入り作を含め農区の担い手を幅広く確保することや、農地の貸し借りを円滑にすることについて農地所有者等の理解を求めていくことが必要である。</p> <p>● 27年度以降の取組について 担い手の確保と農地の集約については、農区ごとに事情が異なりプランの作成は容易ではないが、地域農業の実態を見える化し、将来の担い手の確保と農地の利用集積を検討する上でプランの策定は有効であるため、27年度は策定の見込みのある3農区を目標に取り組む。28年度以降の取組については、未策定の農区の課題を整理した上で進めていく。</p>								

耕作放棄地の解消		農業委員会による農地パトロールで耕作放棄地と認定された農地を、耕作できるようにする。							
スケジュール	26年度				27年度（予定）				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
		工事箇所選定・地元協議・設計・入札・工事実施				工事箇所選定・地元協議・設計・入札・工事実施			
取組2	<p>● 26年度に実施した取組 24年度から事業を開始し、25年度までに高田(0.32ha)・窪内(0.3ha)で工事を実施した。26年度は青柳(0.39ha)で地元農区、農業委員と協議した上で、地元説明会を重ね、地権者及び耕作者を選定し実施した。耕作者は地元の新規就農者に決定し、今後は野菜を作付していく予定である。</p> <p>● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 再生する農地は、市がパトロールの結果と実施要綱に基づき候補地を選定し、古賀市農業再生協議会において決定したが、候補地の選定時から古賀市農業再生協議会に専門的な意見を聞き、より効率的な箇所を選定していくことが必要である。</p> <p>● 27年度以降の取組について 耕作放棄地対策は、まずはこれ以上放棄地を作らないことが重要である。そのためにも農地所有者の意向を把握し担い手と農地の有効なマッチングに取り組むとともに、優良農地を確保するため耕作放棄地解消事業に継続して取り組んでいく。</p>								

地産地消の推進		地元農産物の学校給食への利用やコスモス館での販売を促進し、地産地消を推進する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	コスモス館における農産物販売				コスモス館における農産物販売				
取組3	学校給食への農産物利用				学校給食への農産物利用				
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 コスモス館における農産物販売を通年で行った。学校給食用に農産物を生産する農業者に対し補助を行い、利用拡大に努めた。(26年度：学校給食における農産物使用量約153トン中、古賀市産農産物を約67トン使用) ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 コスモス館における農産物販売の積極的なPRが不足しているため、PR活動について事業者(コスモス広場)に働きかけを行う。 ● 27年度以降の取組について コスモス館における農産物販売を通年でやる。また、学校給食用に農産物を生産する農業者に対し補助を行い、学校給食における古賀市産農産物の利用拡大に努める。 									

農業用施設の継続的な維持補修		農業用施設の継続的な維持補修を行う							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	老朽箇所の把握				老朽箇所の把握				
取組4	維持補修工事実施				維持補修工事実施				
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 8農区24箇所の維持補修工事を実施した。 (水路補修15箇所、農道補修6箇所、井堰補修1箇所、ため池補修2箇所) ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 特になし。 ● 27年度以降の取組について 農業用施設の老朽状況を把握し、随時維持補修工事を実施していく。 									

市民農園開設に向けたあっせんや相談		市民のレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいがづくり、生徒・児童の体験学習などを目的に、小面積の農地を利用して野菜や花を育てる市民農園開設に向けたあっせんや相談を受ける。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	事業説明				事業説明				
取組5	事業説明				事業説明				
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 市民農園は、都市住民がレクリエーションとして自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいがづくり、生徒・児童の体験学習など多様な目的で活用される農園であり、開設したいとの相談者に対し、手順・方法・関係法令・事例等について、説明した。(26年度までの開設状況：3箇所) ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 相談者に対し事業の説明をしたが、その後の解説についての具体的な協議が進まなかったため、手順・方法・関係法令・事例等の情報を整理し、相談段階に応じてフォローできるような体制が必要である。 ● 27年度以降の取組について 開設に関して手順・方法・関係法令・事例等を整理し、相談者に対して分かりやすく説明できるような体制作りを進めていく。 									

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

農業従事者の数が減少し、高齢化していく中で、コスモス広場の組合員数(27年5月末時点：186人)も年々減少しているが、5億円以上の売上高を維持できるよう運営を行っている。
市民農園は現在3箇所設置されており、いずれも民有地である。農業者に対する働きかけは行っているが、農地を市民農園として活用しようという農業者が現在のところ見当たらない状況である。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	B. 森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）
基本的な取組	B-②森林・松林の適正な管理と保全

施策内容
人工林の計画的な間伐や「古賀市10万本ふるさとの森づくり事業」で実施したグリーンパークの木々の育林を継続して実施していくとともに、海岸に植生する松林についても、松くい虫防除のための農薬散布や松葉かきなど、ボランティア団体と連携・協力しながら適切な管理に努めていきます。 また、近年問題が顕著になってきている竹林被害の問題についても、有効な対策の検討やそれに向けた体制の整備などについて考察していきます。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
森林面積	1120ha	現状維持（平成35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市	農林振興課、都市計画課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	松林の保全		松くい虫の防除を行うとともに、ボランティアによる松葉かきなどを行い、松林の保全を図る。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）				
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	地上散布 伐倒駆除		伐倒駆除	樹幹注入 伐倒駆除	地上散布 伐倒駆除		伐倒駆除	樹幹注入 伐倒駆除		
	ボランティア活動				ボランティア活動					
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 薬剤地上散布（33.32ha）、枯損木の伐倒駆除（368本）、薬剤の樹幹注入（210本）を行った。また、ボランティア団体（3団体）による松葉・松枝の収集が行われ、松林の環境が維持された。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 ボランティア活動の参加人員の確保が重要であることから、市ホームページなどでボランティア活動の紹介を行うなどの周知を図り、参加を呼びかける。 ● 27年度以降の取組について 薬剤地上散布、枯損木の伐倒駆除、薬剤の樹幹注入を継続して行う。また、ボランティア団体による松葉・松枝の収集を行うとともに、活動への参加呼びかけを行っていく。 									

取組2	森林の保全		荒廃森林の再生と水源かん養機能の維持を図るため間伐を行う。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）				
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	所有者意向確認 調査		調査 間伐		所有者意向確認 調査		調査 間伐			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 森林所有者の意向を確認し、現地調査のうえ荒廃森林再生事業として間伐（40.72ha）を行った。また、森林所有者と協議の上、水源かん養森林整備事業として間伐（2.5ha）を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 事業実施に対し同意をいただけない森林所有者がいることから、事業内容について理解しやすい丁寧な説明を検討する必要がある。 ● 27年度以降の取組について 森林所有者の意向を確認しながら、現地調査の上間伐を行っていく。 									

竹林対策		侵入竹林対策について研究する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	対策の研究				対策の研究				
取組3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 竹の活用方法に関するセミナーへ職員を派遣するなど、竹林対策に関する検討を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 竹の活用方法については、様々な方法があるものの、大量の竹を有効に活用する方策が見つかっていない。 ● 27年度以降の取組について 引き続き竹林対策に関する検討を行っていく。 								

グリーンパークの森林保全		グリーンパークの森林保全に関する育林や啓発活動等を実施する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	育林行動(下草刈り)	育林行動(下草刈り)		間伐作業			森林保全活動		
取組4	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 市民団体、民間企業等との共同体である「古賀市ふるさとの森づくり協議会」主催による「10万本ふるさとの森づくり」により植樹した樹木の維持・保全のため、育林行動(下草刈り)を5月と9月に、間伐作業を3月に実施した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 植樹祭以降、一連の森林育成・保全に必要な作業を官民協働による取組を実施してきたが、当初の計画期間を終え、今後必要な保全活動等の作業の内容、及び取組方を再考する必要性が生じた。間伐等による保全活動を継続しながら平成27年度も随時協議会の中で今後の方向性を検討する。 ● 27年度以降の取組について 協議会の中で引き続き検討を進めていく。 								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

今後も各種施策を行うことで森林面積の維持を図っていく。
(26年度末の森林面積【森林計画対象民有林面積】：1,119ha)

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	B. 森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）
基本的な取組	B-③農業者・団体の人材育成

施策内容
農業従事者の減少に歯止めをかけるため、各種補助金などの制度をはじめ、福岡県北筑前普及指導センターや粕屋農業協同組合と情報共有しながら、それぞれが保有する有効な支援策を提案し、育成していくことで、将来的には認定農業者としての農業経営が図れるよう支援を行います。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
認定農業者数	53人	66人（平成35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市・古賀市認定農業者協議会	農林振興課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	青年就農給付金の交付	人・農地プランに位置づけられた45歳未満の独立・自営就農者に対して、青年就農給付金を交付する（最長5年間）。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	制度説明・申請受付・審査・給付				制度説明・申請受付・審査・給付				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 人・農地プランに位置づけられた45歳未満の独立・自営就農者に対して年間150万円（最長5年間）の青年就農給付金を交付している。26年度は2名の就農者に交付した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 事業の相談があった新規青年就農者のみに交付が限定されている状況が見受けられることから、事業の周知方法の再検討を行うことが必要である。 ● 27年度以降の取組について 現在の給付金の交付を行っている2名の就農者に対しては、今後も積極的に支援していく。また、事業の周知方法について検討するとともに、新規の相談については就農相談カードによる聞き取りを実施し、青年就農給付金制度の活用について検討を促していく。 								

取組2	経営転換協力金の交付	人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体への農地集積に協力する、土地利用型農業から経営転換する農業者、離農する農業者、農地の相続人に対し、農地面積に応じ経営転換協力金を交付する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	制度説明・申請受付・審査・給付				制度説明・申請受付・審査・給付				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 各農区ごとに策定された人・農地プランによって位置付けられた担い手へ農地の集積を図るために、耕作方法を変える農業者や離農し農地の集積に同意した農業者・農地の相続人に対し、農地面積に応じ一戸あたり30万円～70万円を交付している。26年度は1件に対し交付した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 事業の周知が限定されていることから、事業の周知方法を検討することが必要である。 ● 27年度以降の取組について 事業の周知方法について検討するとともに、人・農地プランの作成と合わせて事業の説明を行い、経営転換協力金制度の活用について検討を促していく。 								

認定農業者の支援				認定農業者の効率的かつ安定的な農業経営を支援する。				
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	継続的支援(認定農業者協議会主体)				継続的支援(認定農業者協議会主体)			
取組3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 認定農業者についての取組を行っている「認定農業者協議会」が認定農業者に対し継続的な支援を行った。(研修・消費者との交流会開催等) ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 消費者交流会への市内参加者を確保するための募集方法などの検討が必要である。 ● 27年度以降の取組について 認定農業者に対する支援については、認定農業者協議会が主体となり継続的な支援を行うことで充実を図っていく。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

26年度末の認定農業者数は、54名である。認定に向けた働きかけは継続して行っていく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	C. 人と自然とふれあう場の保全・創出
基本的な取組	C-①薬王寺水辺公園及び小学校内ビオトープの計画的な保全と活用

施策内容
薬王寺水辺公園内のビオトープを、ボランティア団体などと共働して、計画的な保全に取り組みます。また、小学校（舞の里小、花見小）内にあるビオトープについても、学校やボランティア団体をはじめ、地域、PTAとも連携・協力しながら保全を図るとともに、環境学習の場としても有効に活用していきます。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
ビオトープを活かした取組数	2回	増加（平成35年度）
生物とふれあう場の確保・創出に対する満足度	17.6%	47.8%（平成35年度）

実施主体	担当課
古賀市、ぐりんぐりん古賀、学校、市民	環境課、学校教育課、都市計画課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組 1	舞の里小学校ビオトープの再整備		多様な主体と連携して舞の里小学校ビオトープの再整備を行う。					
	26年度			27年度（予定）				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール			保全活動グループ結成	保全活動 活動報告（ぐりんぐりん古賀環境フェスタ）	保全活動		池干し	活動報告（ぐりんぐりん古賀環境フェスタ）
	◆全てぐりんぐりん古賀が主体となって実施							
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ぐりんぐりん古賀・学校・PTAによる舞の里小学校ビオトープの保全活動を目的とした「舞小ビオトープ倶楽部」をぐりんぐりん古賀の働きかけにより26年11月に結成し、学習会を開催した。翌年1月にはビオトープの保全活動を実施し、ビオトープの清掃、補修や果樹植樹を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 PTAや学校、市民ボランティア、行政などの多様な主体が連携・協力しながら取り組んでいくこととなるため、連絡、調整が必要である。 ● 27年度以降の取組について 月1回程度の保全活動を児童と共に実施することを学校へ提案し了解を得ていることから、PTAや学校、市民ボランティア、行政などの多様な主体が連携・協力しながら保全活動を推進していく。 							

学校教育活動へのビオトープの活用推進		授業をはじめとした学校教育活動へのビオトープの活用推進を行う。						
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「花・ビオトープ委員会」による活動	3年生総合ビオトープ学習	ステージ発表(フェスタ) 「舞小ビオトープ倶楽部」発足(11月)	「舞小ビオトープ倶楽部整備」と学習会(1月)	「花・ビオトープ委員会」による活動			
取組2	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> 11月8日(土)舞の里小フェスタでの3年生による「ビオトープ学習」でのステージ発表 11月16日(土)「舞小ビオトープ倶楽部」の発足(会議・学習会と現地視察) 1月31日(土)「舞小ビオトープ倶楽部」によるビオトープ整備 通年(委員会活動:月1回)「花・ビオトープ委員会」による整備・観察活動 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 <ul style="list-style-type: none"> ビオトープの整備や、観察学習会について、委員会との協力体制が不十分であることから、今後の活動については委員会活動との連携強化を行う必要がある。 ● 27年度以降の取組について <ul style="list-style-type: none"> PTAや学校、市民ボランティア、行政などの多様な主体が連携・協力し、ビオトープ整備・観察活動を行っていく。また、活動報告会の実施も予定している。 							

薬王寺水辺公園内のビオトープの活用推進		希少生物の生息する薬王寺水辺公園内のビオトープの活用推進を行う。						
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
			保全活動	活動報告(ぐりんぐりん古賀環境フェスタ)			古賀の希少生物講座 保全活動	産卵状況調査 活動報告(ぐりんぐりん古賀環境フェスタ)
取組3	<ul style="list-style-type: none"> ◆全てぐりんぐりん古賀が主体となって実施 ● 26年度に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> 薬王寺水辺公園内ビオトープの活用推進のため、26年11月に絶滅危惧種産卵のため水溜りを作成した。また特定外来生物・要注意外来生物の駆除や周辺に放置されていたごみの撤去作業を実施した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 <ul style="list-style-type: none"> 大型のごみについては、持ち出し等の課題があり、今後対策を講じる必要がある。 ● 27年度以降の取組について <ul style="list-style-type: none"> ビオトープ内の大型ごみや堆積物(落ち葉・泥等)を取り除くことにより、生態系を保全して、生物多様性の創出につなげていく。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

ビオトープを活かした取組数については、現在舞の里小学校ビオトープ、薬王寺水辺公園内ビオトープの2箇所で開催中である。ぐりんぐりん古賀だけではなく、PTAや学校、市民ボランティア、行政などの多様な主体が連携・協力しながらビオトープの保全活動を実施することで、生物とふれあう場の確保・創出に対する満足度を向上させていく。
なお、舞の里小学校のビオトープ整備、学校教育活動へのビオトープ活用が軌道にのり次第、花見小学校でのビオトープの整備等も検討していく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	C. 人と自然とふれあう場の保全・創出
基本的な取組	C-②自然環境に配慮した河川・講演の保全と想像

施策内容
環境保全型ブロックの使用など自然環境に配慮した整備を推進していきます。 また、ボランティア団体と連携した草刈りや、市民とのワークショップによる景観や自然環境に配慮した河川及び親水空間の確保をめざすとともに、環境学習の場としても活用していきます。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
生物とふれあう場の確保・創出に対する満足度	17.6%	47.8%（平成35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市、学校、市民、ぐりんぐりん古賀	環境課、建設課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	花見東地区公園整備に関するワークショップ開催	花見東地区公園整備についてワークショップを開催する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		意見交換会・ワークショップ			関係者協議				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 花見東地区公園整備に向けて、地元意見集約を目的としたワークショップ（WS）を開催した。花見校区住民等を対象とした一般の方向けのWSを8月、9月、11月、1月の計4回（8月のWSは意見交換会形式）、また公園の主な利用対象者として地元校区の小学生による小学生WSを9月と1月の計2回実施した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 公園施設の内容等については、地元意見集約を踏まえた公園の計画図が完成した。しかし公園整備後の維持管理について、市と地元の関わり方をどうするか今後詳細を協議する必要がある。 ● 27年度以降の取組について 公園の維持管理に関する地元との協議を27年度から公園整備完了までの間に実施し、維持管理についての方向性を検討していく。 								

取組2	大根川整備詳細設計における内容説明に伴うワークショップの開催	県主体の大根川整備詳細設計の確認及び詳細設計後、内容説明に伴うワークショップを開催する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
				第9回ワークショップ					
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 県・市・九州大学・市民が参加し、大根川整備詳細設計の確認及び内容説明に関する第9回ワークショップを開催した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 県が発注した詳細設計と第8回ワークショップにて市民が作成したパース絵（イメージ図面）との間に若干の差異があった。今後のワークショップでの協議でその差を埋めていくことが課題である。 ● 27年度以降の取組について 整備工事前に再度、整備内容の確認と工事着手の報告を兼ねて第10回ワークショップの開催を予定している。 								

施工状況確認のためのワークショップの開催		大根川整備に関する詳細設計確認後、施工状況確認のためのワークショップを開催する。						
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
						→ 第10回ワーク ショップ		
取組 3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 ● 27年度以降の取組について 整備工事前に再度、整備内容の確認と工事着手の報告を兼ねて第10回ワークショップの開催を予定している。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

大根川の整備後に実施するワークショップにて、これまでのワークショップに参加し、整備計画を協働で考えていただいた市民に対し、アンケート等を実施し満足度を調査していく。

(2) 生活環境

環境分野	生活環境
環境目標	「快適」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	A. 大気環境その他の保全
基本的な取組	A-①生活環境苦情などに対する適切な対応

施策内容
生活環境苦情に対しては現場確認など迅速な対応を行うとともに、必要に応じ立入検査を実施します。また、近年では、特に不法投棄や野焼き、近隣騒音など、一般家庭が当事者となる苦情が多くを占めているため、広報やホームページによる市民・事業者へのマナーの啓発に努めます。また、有害物質の流失による土壌汚染や水質事故などの対応は、県や関係部署と連携して拡大防止、原因の究明を図ります。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
生活環境苦情件数	73件	20%減少（平成35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市、県保健福祉環境事務所、関係機関	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組 1	生活環境苦情の対応	生活環境苦情となっている原因を確認し、発生源に対し指導を行う。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	苦情相談受付・対応				苦情相談受付・対応				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 生活環境苦情の相談に対し、原因等を確認し迅速な対応を行った。（26年度における苦情相談受付件数：54件） ※苦情相談受付件数の内訳：騒音（10件）、振動（1件）、悪臭（31件（うち野焼き：26件））、水質汚濁（11件）、その他（1件（土地の管理について）） ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 今後も継続して迅速な対応を行っていく。 ● 27年度以降の取組について 引き続き、苦情発生時においては即時対応を行い、被害拡大防止に努める。 								

取組 2	土壌汚染や水質事故などに関する対応	有害物質の流失による土壌汚染や水質事故などの対応に関しては、県や関係部署と連携して拡大防止、原因の究明に努める。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	事故対応				事故対応				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 発生内容に応じ関係機関（宗像遠賀保健福祉環境事務所・福岡県土整備事務所・水道課・下水道課・農林振興課等）と連携し被害拡大防止等の対応を行った。（26年度における水質汚濁に関する事故：11件） ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 関係機関と連携した対応を今後も継続していく。 ● 27年度以降の取組について 事故発生時には関係機関（宗像遠賀保健福祉環境事務所・福岡県土整備事務所・水道課・下水道課・農林振興課等）と連携しながら、迅速な対応による原因の除去、及び被害の拡大を防止する等の対応を行っていく。 								

市民・事業者へのマナーの啓発		広報やホームページによる市民・事業者へのマナーの啓発を図る。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	広報・ホームページ等による周知				広報・ホームページ等による周知				
取組3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 広報・市ホームページ等にて野外焼却禁止などのマナーに関する周知を実施した。(掲載件数:5件) ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 市民・事業者のモラル向上に繋がる効果的な啓発を行う必要がある。 ● 27年度以降の取組について 内容がわかりやすい効果的な啓発方法を行っていく。 								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

26年度実績において苦情件数は現況比20%減以上の目標を達成しているが、より効果的な啓発方法を取り入れることで、マナー啓発を促し苦情件数の減少を図っていく。

環境分野	生活環境
環境目標	「快適」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	A. 大気環境その他の保全
基本的な取組	A-②光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)の基準超過時における適切な対応

施策内容	
<p>古賀市近隣の、一般大気・自動車排出ガスの測定局では、近年、いずれの地点、測定項目においても、概ね環境基準を満たしておりますが、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)の短期的評価においては基準超過が確認されており、全国的な傾向ではあるものの、健康被害が伴う可能性があるため、観測データの把握、庁内の体制の構築、市民への注意喚起など、適切な対応を行ってまいります。</p>	

指標	現況(平成25年度末現在)	目標
大気環境の保全に関する満足度	21%	50%(平成35年度)
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市、関係部局	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	注意喚起時等の対応	県が発表する観測データ等を把握し、注意喚起等の警報が県より発令された際は、対応マニュアル等に従い、市民への周知、被害実態の把握等、必要な対応を速やかに実行する。							
	スケジュール	26年度				27年度(予定)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	市民への周知、被害実態の把握				市民への周知、被害実態の把握				
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 平成26年6月1日及び平成27年3月22日にPM2.5に関する注意喚起が福岡県から発令されたことから、対応マニュアルに従い防災無線による広報、公共施設への周知文の掲示を迅速に実施した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 勤務時間外における対応について迅速に対応を行う必要がある。 ● 27年度以降の取組について 県が発表する測定値を注視しながら、注意喚起等が発令された場合は、事前に策定した対応マニュアルに従い迅速な行動を行う。 									

取組2	市民への注意喚起	広報やホームページによる市民への注意喚起を行う。							
	スケジュール	26年度				27年度(予定)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	広報、ホームページ等による市民への注意喚起				広報、ホームページ等による注意喚起				
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 平成26年6月1日及び平成27年3月22日のPM2.5に関する注意喚起発令時に、対応マニュアルに従い市ホームページ、市防災無線による広報を実施した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 市が把握していないイベント等が行われていた場合は、その参加者に対し周知を図ることは難しい。 ● 27年度以降の取組について 注意喚起等が発令された場合は、事前に策定した対応マニュアルに従い適切な行動を行う。 									

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

PM2.5に関する注意喚起や光化学オキシダント注意報等発令時においては、周知や被害実態の把握など迅速な対応を行っていく。
--

環境分野	生活環境
環境目標	「快適」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	A. 大気環境その他の保全
基本的な取組	A-③自動車騒音の計画的な測定・監視

施策内容
騒音規制法に基づき自動車騒音常時監視を計画的に実施します。対象路線は2車線以上の道路（市町村道については4車線以上）であり、古賀市では9路線が対象となっています。平成24年度から福岡県から権限委譲されており、5年間のローテーションで計画的な測定を実施します。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
道路交通騒音の環境基準達成率	96%	100%（平成35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組 1	自動車騒音測定実施				騒音規制法に基づき自動車騒音測定を実施する。			
	26年度				27年度（予定）			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール			自動車騒音測定			自動車騒音測定		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 12月に県道古賀駅前停車場線、町川原赤間線の2路線において騒音測定を実施したが、環境基準を超過した地点はなかった。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 国からの法定受託事務に基づき、市内で2車線以上の車道を有する国道2路線、県道6路線、高速道路（九州自動車道）を5年間のローテーションに基づく測定対象としている。 ● 27年度以降の取組について 27年度は九州自動車道において騒音測定を実施する。（秋～冬頃）また28年度は県道2路線において実施する。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

現在、国からの法定受託事務に基づき、市内で2車線以上の車道を有する国道2路線、県道6路線、高速道において5年間のローテーションに基づき測定を行っている。26年度の騒音測定においては、環境基準を100%達成していたが、今後引き続き実施する測定においても環境基準100%達成するよう、道路管理者に改善を促していく。

環境分野	生活環境
環境目標	「快適」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	B. 水環境の保全
基本的な取組	B-①定期的な水質検査の実施

施策内容	
<p>古賀市の河川水質検査では、近年、いずれの観測点でも概ね環境基準を満たしておりますが、今後も引き続き、水質の把握に努めるため、水質調査を実施していきます。また、海水域についても、毎年定点監視を行うことで水質状況の経年的な把握に努めます。地下水の水質については、福岡県が地下水概況調査を行っており、経年的に環境基準を満たしていますが、有事の際には、県と情報の共有を図り、適切に対応していく必要があります。</p>	

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
河川・海域における水質の環境基準達成度状況	100%	100%（平成35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市・宗像遠賀保健福祉環境事務所・福岡県土整備事務所・関係機関	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

市内河川水質調査		市内河川7箇所の水質調査を実施し、水質状況を経年的に把握する。							
スケジュール	26年度				27年度（予定）				→
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	河川水質測定				河川水質測定				
取組1	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 市内大根川流域及び中川流域の7地点について水質調査を実施し、BOD（生物化学的酸素要求量）の測定値が大根川の5地点において環境基準を満たしていなかった。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 水質調査を委託した検査機関に対し、BOD測定値が環境基準を満たしていなかった原因について確認したが、原因が不明であったことから、今後の水質状況を注視する必要がある。 ● 27年度以降の取組について 市内における河川の水質状況は近年改善の傾向が見られたが、26年度における水質検査においては測定値が環境基準を満たしていない項目（BOD）が見られた。27年度以降も継続的な水質測定を行い、水質状況の把握に努める。 								

海水域水質調査		海水域4箇所の水質調査を実施し、水質状況を経年的に把握する。							
スケジュール	26年度				27年度（予定）				→
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	海水域水質測定				海水域水質測定				
取組2	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 5月28日に海水域水質調査を実施し、全ての測定地点において水浴場水質判定基準を満たしているとの結果であった。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 現状では水浴場水質判定の基準を超過している地点は無いが、今後も継続して把握に努めていく。 ● 27年度以降の取組について 26年度に引き続き継続的な水質測定を行い、水質状況の把握に努める。 								

快適環境監視事業		上水道未整備地域の地下水水質状況の把握のために、家庭用飲用井戸における12項目の水質調査(サンプリング調査)を実施する(快適環境監視事業)。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	井戸水水質測定				井戸水水質測定				
取組3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 市内上水道未整備地域における水質状況把握のため、市内9行政区から選定された井戸について水質検査を実施した。(対象井戸については、上水道未整備世帯100世帯につき1世帯の割合で行政区長により選定されている。) ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 検査により不適項目が検出された井戸の所有者に対しては、改善対策について周知を行った。 ● 27年度以降の取組について 引き続き継続的な水質測定を行い、水質状況の把握に努める。また、面的に異状が見られた場合は、県宗像・遠賀保健福祉環境事務所と共に原因を追及していく。 								

問題発生時の対応		上記の水質調査及びパトロール等により水質等に問題が確認されれば、原因除去及び被害拡大防止に関係機関と連携して対応する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	連携・対応				連携・対応				
取組4	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 過去に水質に関する苦情、問い合わせがあった箇所を中心に、市が実施する環境パトロールにより定期的に水質状況を確認した。水質の悪化により市民の生命・財産への影響が懸念された場合、環境課への報告を速やかに行うと共に、関係機関(環境課・農林振興課・水道課・下水道課・施設管理関係各課・宗像遠賀保健福祉環境事務所・福岡県土整備事務所)と連携し、原因除去、被害拡大防止等の措置を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 関係機関と連携して対応することができているので、今後も継続していく。 ● 27年度以降の取組について 水質等に問題が発生した際は、関係機関との連携を図り早急な対応で被害拡大の防止を行う。 								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

水質状況に問題が有ると確認された時は、関係機関(環境課・農林振興課・水道課・下水道課・施設管理関係各課・宗像遠賀保健福祉環境事務所・福岡県土整備事務所)と連携し、原因除去、被害拡大防止等に努めることで河川の環境改善に努める。

環境分野	生活環境
環境目標	「快適」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	B. 水環境の保全
基本的な取組	B-②公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の推進

施策内容
<p>古賀市全域において、公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業により水洗化の普及・促進を図ります。 薦野・米多比地区への継続した整備を実施しており、整備済区域における水洗化を促すため、奨励金制度の活用や説明会の実施など水洗化率の向上を図ります。未整備区域については、合併処理浄化槽設置に伴う補助金を交付し、水洗化を促します。 また、古賀水再生センター流入水の汚濁負荷を軽減するため、事業場における水質の把握、定期的な水質検査を実施します。</p>

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
汚水処理人口普及率	94%	100%（平成37年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市	下水道課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	合併処理浄化槽補助金の交付	合併処理浄化槽補助金を交付する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	申請受付、審査、補助金交付			→	申請受付、審査、補助金交付			→	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 補助金制度の適切な運用を図るため、事前に現地調査を行うとともに新規登録の施工業者に対して説明会を実施した。また、浄化槽は適正な維持管理がされない場合、放流される水質の悪化や悪臭の発生が懸念されるため、管理者（施主）に対し浄化槽の保守点検や清掃に関する説明を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 当初想定していた補助金の申請基数が見込みを大きく下回っていることから、今後は補助金制度について随時ホームページや窓口での啓発を強化する必要がある。また、放流水の水質の悪化や臭気等による苦情もあることから、適正な管理について周知徹底を行う必要がある。 ● 27年度以降の取組について 生活環境の保全を図るため浄化槽設置後の適正な維持管理の説明を徹底するとともに、浄化槽法第7条及び第11条の規定に基づき指定検査機関が実施する浄化槽の検査について、県保健所と連携をとりながら実施状況について確認を行う。 								

取組2	事業場排水検査の実施	定期的な事業場排水検査を実施する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		→ 水質検査						→ 水質検査	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 排水量が多い事業場や水質の悪化が懸念される事業場からの排水について、水質検査（30回/年）を実施した。また、検査により水質基準を満たしていない事が判明した2社については、排水の水質改善について指導を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 指導を行っても排水が水質基準に満たない事業所があったため、現地調査を行い、排水処理施設の稼働状況を確認するとともに、排水の水質改善を促すための指導を行った。しかし、施設の改修等には事業所が多額の費用を負担する必要があることから短期間での水質改善が難しいのが現状である。そのため、過去の水質検査の資料を参考にして資金面において計画的な指導を行う必要がある。 ● 27年度以降の取組について 今後も水質検査を継続し、事業所における排水水質の改善を促すための指導等を行っていく。 								

市内下水道管渠・施設の整備				市内下水道管渠・施設を整備する。				
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	→		→		→		→	
	現地調査・設計		発注・契約・着工		現地調査・設計		発注・契約・着工	
			→				→	
			竣工・検査				竣工・検査	
取組 3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 農業集落排水事業では、薦野・米多比地区において整備を行った。また、公共下水道事業については、公共柵の設置工事を18箇所行った。さらに水洗化率向上のため、水洗便所改造奨励金制度の活用について、ホームページ等にて啓発活動を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 農業集落排水事業では、薦野・米多比地区における下水道整備の進捗を図る必要がある。下水道供用区域内における未接続家屋について、接続するための敷地内整備費用については個人が負担することから、計画的な接続の推進について取り組む必要がある。 ● 27年度以降の取組について 公共下水道区域内の未接続家屋については、水洗化率の向上のため水洗便所改造奨励金制度の啓発を行うと共に、ホームページ等を活用し接続の推進に取り組む。また、古賀市全域の水洗化に向け、公共下水道、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置補助等により計画的な整備を行っていく。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

農業集落排水事業を中心に下水道未整備地区の整備を進めていながら、古賀市全域の水洗化に向けて計画的な整備を行う。薦野・米多比地区における農業集落排水処理事業による施設整備完了後は、薬王寺、小竹、青柳地区に対し同事業による施設整備、もしくは、合併処理浄化槽の整備を継続して行っていながら指標の達成をめざす。

(3) 都市環境

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	A. 都市景観の維持・形成
基本的な取組	A-①景観まちづくりセミナーの開催

施策内容
景観まちづくりに関する市民意識を高めるため、「環境」「色彩」「植栽」「生態系」など、景観まちづくりにかかわりの深いセミナーを定期的に開催します。長期的には、景観まちづくりに積極的に参画する人材の育成をめざします。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
セミナー参加延べ人数	440人	1,300人（平成30年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市	都市計画課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

景観まちづくりセミナーの開催	景観まちづくりに関する市民の意識向上を図るため、景観まちづくりセミナーを開催する。							
スケジュール	26年度				27年度（予定）			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
			子ども向け景観セミナー	大人向け景観セミナー		大人向け景観セミナー	子ども向け景観セミナー	
取組1	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> 11月に古賀市子どもわくわくフェスタと共催で子ども向け景観セミナーを開催した。市の景観について映像を見てもらい、その後市内で採取してきた古賀の自然のものを使いワークショップを行った。 2月には大人向け景観セミナーとして、市内バスツアーを開催した。バスツアーののち会議室にて市の自然の良いところ、悪いところについて話し合った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 <ul style="list-style-type: none"> 今回実施した大人向け、子ども向け景観セミナーは、参加人数が制限される内容であった。27年度は、企画内容を検討し、参加人数を増やすことにより、より多くの市民に景観まちづくりに興味を持ってもらう。 ● 27年度以降の取組について <ul style="list-style-type: none"> 市の景観行政団体移行に向けて、大人向け景観セミナーでは専門的な内容も含めてより具体的に景観まちづくりについて考える機会を市民に提供することにより、市民の景観まちづくりに対する意識向上を図っていく。また、子ども向け景観セミナーでは引き続き、子どもたちに古賀の景観に親しみを持ってもらうことのできるセミナーを企画し、多くの参加人数を確保できる企画内容を検討していく。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

<p>毎年度大人向けと子ども向けに2回のセミナー開催しているため、全てのセミナーにおいて参加者総数が100名あれば目標達成となる。古賀市の景観行政の推進状況に合わせて、適時効果的なセミナーを開催することで、景観まちづくりに関する市民の意識向上のきっかけとしていく。</p>
--

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	A. 都市景観の維持・形成
基本的な取組	A-②景観まちづくり教育プログラムの実施

施策内容	
まちなみや自然の美しさなど、普段見落としている古賀市の魅力を再発見することをめざし、景観写真コンテストや景観絵画コンテストなどを開催することで、市民の都市景観に対する意識の高揚を図ります。	

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
コンテスト応募点数	100点	300点（平成27年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市	都市計画課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	古賀の魅力再発見コンテストの実施	古賀の景観について考えるきっかけづくりを目的として、古賀の魅力再発見コンテストを実施する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	作品募集			審査・表彰式	作品募集			審査・表彰式	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 作品の募集と審査、受賞者へ表彰状と副賞の授与のための表彰式を行った。写真一般部門、絵画一般部門、絵画ジュニア部門の3部門にそれぞれ最優秀賞、優秀賞（2点）、佳作（2点）、特別審査員賞とチャレンジ部門のチャレンジ賞を設けた。合計の受賞者は17名であった（ダブル受賞が2名）。ジュニア部門の参加者には参加賞（キーホルダー）を配布した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 25年度と比べて、絵画ジュニア部門では、応募点数が増加したが、絵画一般部門と写真部門では減少した。一般部門の応募点数を増加させるために、ポスター設置場所の検討等を行い、効果的な周知を行う。26年度は26箇所にポスターを設置したが、今年度は設置箇所の増加を図る。 ● 27年度以降の取組について 昨年度と同様のスケジュールでコンテストを行う。一般部門の参加点数増加のために市内高校や大学等への周知を行う。 								

取組2	コンテスト応募作品の展示	コンテストの応募作品の展示による市民への周知啓発を実施し、古賀市の景観が持つ魅力を発信する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	応募作品の展示				応募作品の展示				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 古賀の魅力再発見コンテスト2013作品の展示会を市内外で行った。市内では、市役所・中央公民館・古賀駅前ギャラリー・千鳥苑、市外ではアクロス福岡・北九州市立美術館・九州産業大学構内での展示を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 26年度は各所1回のみでの展示であったため、今後は古賀の魅力をより効果的に発信するために、市役所については、複数回の展示を行う。 ● 27年度以降の取組について 古賀の魅力再発見コンテスト2014の作品展を会場のスケジュールにあわせて、適時開催する。各展示場所とスケジュール調整を行い、展示会開催期間を昨年より長く取れるように検討していく。 								

古賀の魅力再発見コンテスト作品集の作成		古賀の魅力再発見コンテスト作品集を作成する。						
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
取組3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 ● 27年度以降の取組について 平成28年度に、3年間の作品をまとめた作品集を作成する予定としている。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

目標応募点数は既に達成済み。効果的に周知を行い、更に応募点数を増加させることにより、市民が景観について考えるきっかけとしていく。

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	A. 都市景観の維持・形成
基本的な取組	A-③屋外広告物の管理

施策内容	
<p>まちなみ景観を損ねる無秩序な屋外広告物を、福岡県屋外広告物条例に基づいて適正に管理します。また、路上などの違反広告物を市民ボランティアで簡易除却できる「古賀市路上等違反広告物追放推進団体」を増やす啓発活動を行い、都市景観の維持管理に努めます。</p>	

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
古賀市路上等違反広告物追放推進団体	4団体	8団体（平成28年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市、古賀市路上等違反広告物追放推進団体	都市計画課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	違反屋外広告物に対する是正指導・適性管理	景観を損ねる違反屋外広告物に対する是正指導・適性管理を実施する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	適宜対応				適宜対応				
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 無届違反広告物への是正指導。簡易除却ではボランティア団体への委託と都市計画課職員での除却を行った。主要3路線における未申請屋外広告物の指導成果としては、取組を始めた23年度に対しての未申請数が、国道3号では198件から29件に、国道495号では285件から39件に、県道35号では269件から20件に改善された。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 過去の指導から制度を知らない業者はかなり減少したと考えられる。制度を認識しているものの届出を出さない事業者に対する対応が求められている。 ● 27年度以降の取組について 近隣の自治体と協力しながら違反業者への対応を検討する。業者に個別で指導を行う。 									

取組2	違反広告物追放推進団体への簡易除却委託	古賀市路上等違反広告物追放推進団体へ簡易除却を委託する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	推進団体に委託				推進団体に委託				
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ボランティア団体は1団体増加した。ボランティア団体が実施する違反広告物の簡易除却に市都市計画課職員も同行し除却を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 団体の登録数が伸び悩んでいるため、周知を徹底する。 ● 27年度以降の取組について 広報での周知や区長会等での個別の周知などを検討中。ボランティア団体の活動に同行し、活動を支援する。 									

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

<p>市民団体等への個別の案内等を徹底することで、達成できるものと見込まれる。ボランティア団体が増加することにより、除却の回数の増加と市民意識の向上、違反広告物の減少につなげる。</p>

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	A. 都市景観の維持・形成
基本的な取組	A-④公共空間景観形成ガイドラインの推進

施策内容
「道路」「公園・緑地」「水辺・河川」「公共建築物」などの公共空間において、古賀市の風土を踏まえた景観デザインとなるよう定めた「公共空間形成ガイドライン」の理解と協力を促します。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
公共空間景観形成ガイドライン準拠物件	0件	5件（平成30年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市	都市計画課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組 1	ガイドラインを遵守した景観の整備				公共物設計発注におけるガイドラインを遵守することにより景観に配慮した整備をする。			
	26年度				27年度（予定）			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール			庁内周知 →		フィードバックの 仕組み検討	関係各課との協 議	→	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 庁内全体に24年度に策定したガイドラインがあることを再度周知した。また、全庁で共有する電子掲示板にデータ化したガイドラインを掲載した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 フィードバックがないため、どのくらいの周知効果があったのか不明。改めて市役所内の関係各課に周知するとともにフィードバックの仕組みについて検討する。 ● 27年度以降の取組について フィードバックの仕組みを作成後、公共事業（公園・道路等）の担当課と連携を図りながら、運用状況の確認とガイドラインの周知を行っていく。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

フィードバックの仕組みを作成し、関係各課への周知を徹底することでより景観に配慮した公共施設の整備を行っていく。

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	A. 都市景観の維持・形成
基本的な取組	B-①指定文化財の適切な維持管理と有効活用

施策内容
既に指定済の文化財についての適切な維持管理を推進するとともに、その歴史的・文化的価値に関する調査研究を引き続き実施します。また、案内板の設置や、「唐津街道」、「鹿部田淵遺跡」をはじめとする古賀市の文化財めぐりなどの開催により、文化の保全と継承、市民への普及啓発を推進し、歴史的景観の保全に努めます。 また、古賀市の「船原古墳」などの重要遺跡に関する調査・保存・整備、文化財収蔵施設の整備などを推進するとともに、未指定の文化財に関する調査研究を推進します。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
自然史・歴史講座の開催数	4回	増加（平成35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市教育委員会	サンフレアこが

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組 1	歴史的文化的の保全と継承についての啓発		自然史・歴史講座の開催により、市民の歴史的文化的の保全と継承について啓発する。					
	26年度				27年度（予定）			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	講演会				講演会			
	現地学習		トークショー		現地学習			
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 自然史・歴史講座を5回開催した。〔内訳：講演会1回（6月）、トークショー1回（11月）、現地学習3回（5、6、9月）〕特に、谷山で発掘された「船原古墳」関連の講演会では、予想を大きく上回る受講者があり、郷土の歴史に対する関心の高まりと期待を感じた。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 「船原古墳」に関しては、25年3月の「遺物埋納坑」発見以来、市民の関心も高まっている。この機運を継続させていくためにも、市民に「船原古墳」を「古賀市の宝」として、より興味・関心を持ってもらえるよう、今後も自然史・歴史講座において、魅力のある講演会等を開催していく必要がある。 ● 27年度以降の取組について 27年度については、自然史・歴史講座について6回の実施を計画している。〔内訳：講演会2回（「船原古墳」関連及び「民話と民具」関連）・小学5・6年生を対象とした『夏休み史跡探検隊』、県内の史跡等についての現地学習3回〕 今後も、この講座の内容の充実を図り、郷土古賀や周辺の歴史への理解を深め、継承していくための啓発をさらに進めていく。 								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

自然史・歴史講座については、26年度は5回実施し、27年度は6回実施予定。次年度以降においても、歴史資料館の他の事業との兼ね合いや予算等を勘案し、内容や実施回数等を検討していく。

(4) 地球環境

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	A. 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
基本的な取組	A-①再生可能エネルギー導入の推進

施策内容
再生可能エネルギーの導入については、「古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、市の特性にあった設備やシステムを検討し、推進していきます。 家庭への太陽光発電システム導入に係る設置費の助成など、再生可能エネルギーに対する補助については、国・県の動向を注視し、費用対効果などを考慮しながら実施していきます。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
太陽光発電設備設置件数	1,055件	増加（35年度）
二酸化炭素総排出量の削減割合	398 千 t-CO2 100% (21年度)(2009年)	386 千 t-CO2 -3% (35年度)(2023年)

実施主体	担当課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組 1	再生可能エネルギー導入可能性調査の検討	古賀市の特性にあった再生可能エネルギー設備の導入可能性調査を検討する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		調査内容の検討			国や県等の動向把握		取組内容の検討		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 再生可能エネルギー設備の導入について、エネルギー源ごとに導入可能性について当該で調査研究を行った。 ※ 検討した再生可能エネルギー源：地中熱、太陽光、小水力、風力、バイオマス等 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 平成27年度福岡県エネルギー利用モデル構築促進事業補助金を活用し、地中熱を主とした再生可能エネルギーの導入可能性調査の検討を予定したが、調査時期等の条件が合わないことから見送ることとなった。今後はその他の再生可能エネルギーについても引き続き検討していく必要がある。 ● 27年度以降の取組について 上記課題から、古賀市の特性に合った再生可能エネルギーの推進を図るため、国や県、他市町村等の動向を注視しながら、環境課にて情報収集を行っていく。 								

取組 2	再生可能エネルギー導入の推進	導入可能性調査の結果を基に再生可能エネルギー導入の推進方針を策定し推進を図る。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 ● 27年度以降の取組について 引き続き、再生可能エネルギー導入について推進検討を行っていく。 なお、古賀市住宅用太陽光設置費補助制度は設備設置費用が抑えられたため平成26年度で制度を終了することとなった。 								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

国や県、他市町村等の動向を注視し、昨今のエネルギー事業を鑑みて、古賀市の特性にあった再生可能エネルギーの導入をめざす。

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	A. 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
基本的な取組	A-②家庭でできる省エネルギー行動の効果検証

施策内容
A-①の施策に伴い、太陽光発電システムの設置世帯を中心に「環境家計簿」や「うちエコ診断」による啓発を行うとともに、集計結果の公表や表彰など、今後の再生可能エネルギーの普及への啓発に活用します。また、「エコファミリー」への登録を促すことで電気やガス、水道使用量の節減など省エネルギー・省資源の取組を県と連携して推進していきます。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
太陽光発電設備設置件数	1,055件	増加（平成35年度）
二酸化炭素総排出量の削減割合	398 千 t-CO2 100% （平成21年度）（2009年）	386 千 t-CO2 -3% （平成35年度）（2023年）

実施主体	担当課
古賀市・国・県	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組 1	「うちエコ診断」の実施				「うちエコ診断」を推進する（H30年度目標：250件）。			
	26年度				27年度（予定）			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	→ 関係機関協議		→ 診断会実施		→ 関係機関協議		→ 診断会実施	
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> 市民の省エネや節電意識の向上を図るため「うちエコ診断」を実施し、26年度の総診断世帯数は73世帯となった。 ・「うちエコ診断会」を26年10月から11月に実施（65世帯受診） ・まつり古賀（11月開催）にて「うちエコ診断」を紹介、簡易診断を実施（1世帯受診） ・「うちエコ診断会」を26年12月に実施（6世帯受診） ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 <ul style="list-style-type: none"> 「うちエコ診断」のh実施により、市民へ家庭における省エネ・節電意識の向上を図ることができた。今後は継続した取組に繋がられる様な啓発を行っていくことが大切である。 ● 27年度以降の取組について <ul style="list-style-type: none"> 27年度においても、福岡県地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員と連携し「うちエコ診断会」を実施することにより、市民の省エネ意識の向上に繋げていく。 								

取組 2	「エコファミリー」への登録を推進				市民による「エコファミリー」への登録を推進する。（H30年度目標：250世帯）			
	26年度				27年度（予定）			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	→ イベント等での推進		→		→ イベント等での推進		→	
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・エコファミリー登録の推進 <ul style="list-style-type: none"> 説明会：1回（古賀市「グリーンカーテンの匠」事業にて） 登録呼びかけ：2回（うちエコ診断会・古賀市「グリーンカーテンの匠」事業） ・エコファミリー登録実績：26年度末：164世帯（昨年度より32世帯の増加） ・夏季及び冬季の「ふくおか省エネ・節電県民運動」への参加を呼びかけた。（参加世帯数：328世帯） ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 <ul style="list-style-type: none"> エコファミリー登録者のうち継続して取り組まれている方が少ない傾向にあるため、取組につながるサポートの方法を検討すること、また、登録者増加のための手段についても再度検討を行う必要がある。 ● 27年度以降の取組について <ul style="list-style-type: none"> 「グリーンカーテンの匠」事業での説明会や、「うちエコ診断」での登録呼びかけ等を実施することで、エコファミリー登録を推進していく。 								

「環境家計簿」の活用推進				市民による「環境家計簿」の活用を推進する。				
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	イベント等での推進 →				イベント等での推進 →			
取組3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 エコファミリー登録推進の際、環境家計簿も併せて配布した。 (※エコファミリーへの登録と環境家計簿はお互いに関連した事業であることから実施している。) ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 環境家計簿への記入方法が難しいため、説明会などを開催する必要がある。 ● 27年度以降の取組について 今後も継続して、エコファミリーへの登録の推進と共に環境家計簿の活用を推進していく。 							

「意識調査」の実施による効果検証				市民に対する「意識調査」を実施し効果検証を行う。				
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
取組4	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 ● 27年度以降の取組について 29年度に「意識調査」を実施する。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「うちエコ診断」の受診やエコファミリーへの登録などにより、家庭における省エネ意識の向上を図り、二酸化炭素総排出量の削減につなげていく。

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	A. 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
基本的な取組	A-③事業者への環境マネジメントシステム導入の推進

施策内容
事業者が自主的に環境保全への取組を継続して進めていくための仕組みとして、ISO14001 やエコアクション21 などの環境マネジメントシステムの導入を促進します。導入支援の内容として、手続きに関する情報の提供、人材育成のための研修会などの開催をはじめ、規格取得などに必要な費用の補助についても検討していきます。また、「うちエコ診断」の実施を促し、企業のエネルギー使用の現状把握を行うことで、効果的な施策の検討も併せて行います。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
二酸化炭素総排出量の削減割合	398 千 t-CO2 100% (平成21年度) (2009年)	386 千 t-CO2 -3% (平成35年度) (2023年)
事業者のマネジメントシステム導入数	12事業所	増加（平成35年度）

実施主体	担当課
古賀市・国・県	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	環境マネジメントシステムの導入検討	環境マネジメントシステムの段階的な導入を促す仕組みづくりを検討する。							
	スケジュール	26年度				27年度(予定)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	環境マネジメントシステム導入検討				環境マネジメントシステム内容検討				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 事業者の省エネ意識の向上を図るため、環境マネジメントシステムの段階的な導入を促す仕組みづくりの検討を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 国・県における省エネ、環境マネジメントシステムに関する事業を活用して市内事業者の参加を促すために関係機関等との連携を図る事が必要である。 ● 27年度以降の取組について 国・県の事業の情報収集と事業者に対して実施する意識調査の結果を参考にし、市内事業所が参加しやすい古賀市版環境マネジメントシステム作成に向けて検討する。なお、古賀市版環境マネジメントシステムは、行政主体ではなく、事業所が参加した検討会を開催し、行政および事業所が連携して作成を行っていく。 								

取組2	環境マネジメントシステム導入に向けた事業紹介	環境マネジメントシステム導入に向けた事業紹介(説明会等)を実施する。							
	スケジュール	26年度				27年度(予定)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
					紹介内容検討				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 国・県で実施されている事業紹介(説明会等)について、市内事業者への周知不足であった。市商工会等と連携し、効果的な周知方法を検討する。 ● 27年度以降の取組について 市独自の環境マネジメントシステム導入に関する事業紹介および説明会等の開催について、引き続き検討を行い、効果的な周知方法で事業者への参加を促していく。 								

国・県等の情報を収集				国・県等で把握している情報を収集する。				
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	国・県における省エネ・環境マネジメントシステムに関する情報収集				国・県における省エネ・環境マネジメントシステムに関する情報収集			
取組3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 エコアクション21、Eco-CRIP、省エネ設備補助金説明会等へ参加し、情報収集を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 省エネ等に関する事業は、所管省庁、所管課に跨って事業を実施しているため、情報収集が不十分となることもあった。省エネ等に関する事業説明会やセミナーの参加に努め、国・県の事業の把握および市内事業所への情報発信を行う。 ● 27年度以降の取組について 26年度と同様に国・県における省エネおよび環境マネジメントシステムに関する情報収集を行う。また、他市町における先進事例等の情報収集も併せて行い本市での活用を検討していく。 							

事業者に対する「意識調査」の実施				事業者に対する「意識調査」を実施し効果検証を行う。				
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	関係課協議				意識調査素案作成 → 調査実施 → 調査結果検証			
取組4	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 事業者に対する「意識調査」の実施に向けて関係課協議を実施した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 意識調査の実施時期、調査事業所数、項目内容等について関係課との協議を進め、効果的な意識調査内容になるように検討する。 ● 27年度以降の取組について 事業所への意識調査において、環境保全の取組のほか、国・県において実施している省エネ、環境マネジメントシステム等に関する事業に対して、周知も併せて行う。また、意識調査の結果を基に効果の検証を行い、本市における環境マネジメントシステムの効果的な導入に向けて検討していく。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

市内事業者国・県における省エネ、環境マネジメントに関する情報提供および古賀市版環境マネジメントシステムの導入を促すことで、事業者の省エネ行動及び温室効果ガスの削減を図る。

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	B. 古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進
基本的な取組	B-①公共施設における再生可能エネルギー導入の推進

施策内容
公共施設へ再生可能エネルギー導入を推進していきます。また、設備導入に当っては国や県などの各種補助制度を活用し、経費・社会性の面を考慮しながら適宜実施していきます。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
公共施設の再生可能エネルギー導入施設数	4施設	増加（平成35年度）
古賀市の公共施設における二酸化炭素排出量の削減割合	4,511(t-CO2) 100%(平成11年度)	4,195(t-CO2) -7%(平成35年度)

実施主体	担当課
古賀市	環境課、財政課（管財課）

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査の実施	古賀市の特性にあった再生可能エネルギー設備の導入可能性調査を実施する。							
	スケジュール	26年度				27年度(予定)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		調査内容の検討			①国や県等の動向把握 ②補助申請		②取組内容の検討	②古賀水再生センターにて導入可能性調査実施	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 再生可能エネルギー設備の導入について、導入可能性に関する調査研究を実施した。 ①再生可能エネルギー設備導入可能性調査内容(地中熱、太陽光、小水力、風力、バイオマス等) ②古賀水再生センターにおける導入可能性調査内容(消化ガス) ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 上記①については、平成27年度福岡県エネルギー利用モデル構築促進事業補助金を活用し、地中熱を主とした再生可能エネルギーの導入可能性調査の検討を予定したが、調査時期等の条件が合わないことから見送ることとなった。今後はその他の再生可能エネルギーについても引き続き検討していく必要がある。 ● 27年度以降の取組について 上記②の古賀水再生センターにおける消化ガス発電設備導入可能性調査については、平成27年度福岡県エネルギー利用モデル構築促進事業補助金を活用し、導入可能性を調査していく。 								

取組2	再生可能エネルギー設備の導入を推進	調査結果を基に、古賀市の特性にあった設備導入を検討し、導入を推進する。							
	スケジュール	26年度				27年度(予定)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 ● 27年度以降の取組について 取組1における、古賀水再生センターにおける消化ガス発電設備導入可能性調査の結果を基に、古賀水再生センターの実態にあった設備の導入を検討していく。 								

研修棟に太陽光パネル(10kW)を設置		環境への配慮及び省エネを目的とし、研修棟における太陽光パネル(10kW)を設置する。						
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
				設置工事				
取組3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 27年1月より研修棟建設工事を開始しており、太陽光パネルについては建設工事途中での設置を予定している。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 太陽光発電設備を設置するには電力会社との調整が必要であるが、電力の安全な供給のため電力会社との契約条件が変更される可能性があることから今後も注視して対応していく必要がある。 ● 27年度以降の取組について 29年1月の工事完成を予定している。 							

グリーンニューデール基金事業の活用		グリーンニューデール基金事業を活用した、太陽光パネル(10kW)の導入及び蓄電池(15kW)を設置する。						
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	設置施設検討・設計				設置工事			
取組4	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 市庁舎及び花見小学校、小野小学校において、災害時等に必要なエネルギーを確保するため、太陽光発電(10kW)、蓄電池(15kW)の設置を検討しており、26年度においては、福岡県防災拠点等再生可能エネルギー導入推進費補助金を活用し、設計を実施した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 太陽光発電設備を設置するには電力会社との調整が必要であるが、電力の安全な供給のため電力会社との契約条件が変更される可能性があることから今後も注視して対応していく必要がある。 ● 27年度以降の取組について 27年度においても福岡県防災拠点等再生可能エネルギー導入推進費補助金を活用し、施工することを予定している。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

エネルギー事情を鑑みて、市内公共施設に対し再生可能エネルギー設備の導入準備を進めており、設置を実施することによって二酸化炭素排出量の削減を図っていく。

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	B. 古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進
基本的な取組	B-②グリーン購入の推進及び庁舎の省エネルギーの推進

施策内容
<p>グリーン購入調達方針に基づく、製造過程・廃棄段階で環境への負荷が少ない物品の購入・使用に努めます。</p> <p>また、LED などの高効率照明への切り替え、照明の間引き、消灯の励行によって庁舎の節電に努めるとともに、車両のエコドライブを推奨することでエネルギーの節減にも取り組みます。</p> <p>特に、電力使用が多い夏季・冬季については、冷暖房の温度設定の徹底（夏季28℃、冬季20℃）、クールビズ・ウォームビズの取り組みや、給湯器の停止(夏季)、緑のカーテンの設置など積極的な節電対策に取り組みます。</p>

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
グリーン購入の調達率	88%	100%（平成35年度）
二酸化炭素総排出量の削減割合	398 千 t-CO2 100% （平成21年度）（2009年）	386 千 t-CO2 -3% （平成35年度）（2023年）

実施主体	担当課
古賀市	環境課、財政課（管財課）

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	「省エネ法」に基づく中長期計画書の作成				「省エネ法」に基づく特定事業者としての体系づくり、及び中長期計画書を作成する。			
	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール		→			→			
		中長期計画書の作成			体系作り	→		中長期計画書の作成
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」を基に、平成26年度に取り組む内容を取りまとめ、7月に中長期計画書として作成した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 全庁的に省エネルギーを取り組むための体系づくりを行う必要がある。 ● 27年度以降の取組について 全庁的に省エネルギーへの取組を実施していくための体系づくりを行い、28年度に省エネ法に基づく省エネルギー推進のための委員会設置をめざす。 								

取組2	省エネ法における「定期報告書」の作成				省エネ法における「定期報告書」を作成する。			
	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール		→			→			
		定期報告書の作成			定期報告書の作成			
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 該当施設のエネルギー使用状況を集計し、7月末に定期報告書を作成した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 エネルギー使用量の多い施設においては、省エネルギーへ繋がる取組を進める必要がある。 ● 27年度以降の取組について 各部署におけるエネルギー使用状況を集計し、各部署ごとの定期報告書を作成する。 								

公共施設における省エネや節電を推進		庁舎内及び他の公共施設における省エネや節電を推進する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	夏期の軽装、クールビズ実施			→	夏期の軽装、クールビズ実施			→	
	冷暖房の適切利用			→	冷暖房の適切利用			→	
	不要な照明の消灯			→	不要な照明の消灯			→	
ノー残業デー			→	ノー残業デー			→		
取組3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 夏期の軽装(ノーネクタイ等)・クールビズを実施。(5月~10月) 庁舎内の冷房28℃、暖房19℃設定での利用。 不要な照明の消灯の徹底。 ノー残業デーの実施。(水曜日、金曜日) ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 庁舎内の各会議室における空調については、個別で空調管理を行っているため現状では管理できていないことから、管理の徹底のため、温度設定パネル付近に設定温度に関するお知らせを掲示することで、利用者に対し省エネルギーへの意識を促す。 ● 27年度以降の取組について 今後もこれまでの取組を継続し、省エネルギーに努めていく。 								

省エネ等の講習会等の実施		講習会等を実施し、「グリーン購入」や「省エネ・節電」に関する職員の理解を図る。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
実施内容検討			→	講習会等検討			→		
取組4	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 「グリーン購入」及び「省エネ・節電」に関する職員講習会実施に向けて内容の検討を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 職員の「グリーン購入」や「省エネ・節電」に対する意識の向上につながる効果的な周知を実施する必要がある。 ● 27年度以降の取組について グリーン購入調達率向上や省エネに関する意識の向上を図るため、職員向けの講習会等の実施を検討していく。 								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

今後、職員に対して省エネに対する意識改革を促すことにより、温室効果ガスの削減を図りたい。また、グリーン購入の調達率については、26年度において96.59%を達成しており、今後も継続して取組を進めていく。

(5) 資源循環

環境分野	資源循環
環境目標	「循環」型社会の構築
取組の方向性	A. ごみの減量と資源化対策
基本的な取組	A-①ごみを減量するための水切りやマイバックなどの啓発促進（家庭系ごみ）

施策内容
<p>まつり古賀などのイベントで、ごみの水分を極力減らす「最後のひとしほり」をテーマに、水切りの効果についての啓発を行うとともに、マイバックの配布を継続しながら、その使用を促す啓発を行います。</p> <p>ごみ処理機器の補助金の活用について、現在の使用状況などの実態調査を実施し、調査の結果を基に、ごみ処理機器を活用した取組の課題を整理し、今後の啓発などに反映させます。</p>

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
1人1日あたりのごみ処理量（g）	784g	665g（平成35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

スケジュール	26年度				27年度（予定）			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
取組内容検証	啓発用品配布（ラブアース・クリーンアップ）		水切り啓発パネル展示・マイバック配布（まつり古賀）	水切り啓発パネルの展示（市民ホール）	家庭ごみ市民意識アンケートの実施 ラブアース参加者へ啓発用品配布	アンケート集約・分析 市役所市民ホール等での啓発	アンケート結果の公表 まつり古賀での啓発	アンケート結果に基づくチラシ作成配布
取組1	<p>● 26年度に実施した取組 ラブアース・クリーンアップ（海岸一斉清掃活動）参加者へ水切り用品の配布（250人）。まつり古賀、市庁舎内市民ホールにて水切りをテーマにごみ減量を目的とした啓発パネルを展示。また、まつり古賀ではマイバックを配布（200人）し、レジ袋削減によるごみ減量意識の向上を図った。各種イベントでの啓発を実施した後、効果を検証。改善すべき点については適宜修正しながら実施した。</p> <p>● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 25年度までのラブアース・クリーンアップについては、参加者を集合させ開会行事は行っていたものの、清掃作業終了後は各自それぞれに解散していたため、市民の意見を集約できる場がなかったが、26年度より作業終了後職員が参加者に水切りの啓発用品を配布しながら意見を頂くことで、市民のみなさまの声を直接聞くことができた。今後とも、頂いた意見等を各種事業に反映していく。</p> <p>● 27年度以降の取組について 家庭ごみに関する市民意識アンケートの実施、集約、分析、公表、結果に基づく啓発チラシの作成、配布を行う。また、イベント等を活用した啓発を継続しつつ、適宜改善しながら、より効果的な手法の構築をめざす。</p>							

啓発促進のための情報収集と情報提供・発信		他自治体における市民の自発的取組事例、啓発の場となるイベント情報及び関係団体等に関する情報を収集し、活用する。また、イベント等及び広報・HP等を活用した情報発信、出前講座や体験型講座等の啓発方法についても検討する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	情報収集			出前講座の内容検討	出前講座実施				
	「環かって納得」を連載(広報こが内)		まつり古賀で情報発信	市民ホールで情報発信	全戸配布の家庭ごみパンフに「最後のひとしほり」掲載		まつり古賀で情報発信		
取組2	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 広報こが内で3R等をテーマに「環かって納得！」という名の記事連載を開始した。(現在も継続中) ぐりんぐりん古賀の生活環境部会の雑がみグループと連携し、市民ロビーに特設啓発コーナーを開設。 まつり古賀、市庁舎内市民ホールにて水切りをテーマに生ごみ減量を目的とした啓発パネルを展示。 全戸配布の「家庭ごみの出し方」パンフのページを増やし、「最後のひとしほり」をテーマに掲載。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 市民ロビー特設展示は、当初の計画になかったため準備不足等により短期間しか展示できなかったことから、市民に対する啓発が十分でなかった。次年度に向け庁舎管理の担当課との調整を事前に行うとともに、期間を設けて啓発を行うことや啓発内容の充実を図ることしたい。 ● 27年度以降の取組について 広報こがに「環かって納得！」の連載を行っていく。(3R等の啓発) 出前講座の内容を改善して周知及び実施していく。 ぐりんぐりん古賀の生活環境部会の雑がみグループと連携し、市民ロビーに特設啓発コーナーの開設を予定している。 まつり古賀で生ごみ水切りの啓発を予定している。 								

生ごみ処理機器等の実態把握・分析・検証		生ごみ処理機器等の現在の利用状況やごみ減量に対する意識などについて実態を調査し、分析・検証した結果を活用する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
				調査実施	啓発活動展開				
取組3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 これまでの生ごみ処理機器購入費補助を受けた方に対し、現在の利用状況等についてのアンケート調査(700世帯)を実施した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 生ごみ処理機器購入費補助申請者数が横ばい傾向であることから、アンケートの結果を参考に効果的な啓発方法について改善したい。 ● 27年度以降の取組について アンケート調査の集約及び結果に基づく啓発活動を展開していく。 								

生ごみ処理機器等の活用促進のため周知・啓発		生ごみ減量につながる生ごみ処理機器等の活用について分かり易い啓発パネルやチラシ・ポスターの作成、公共施設等への配架、広報・HP等による啓発を実施する。						
		26年度			27年度(予定)			
スケジュール	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		→ 段ボールコンポスト紹介	→ 「生ごみ処理機器購入費補助制度」紹介(広報こが) → 啓発パネル展示(まつり古賀)		→ 「生ごみ処理機器購入費補助制度」掲載(家庭ごみの出し方パンフレット:全戸配布)	→ パネル・チラシ等作成検討 → 関連情報掲載(広報こが)	→ 啓発パネル展示	
取組4	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 広報こがに「生ごみ処理機器購入費補助制度」の内容を掲載し、全戸に配布。 グリーンカーテンの匠講座の受講者へ段ボールコンポストの使い方や効果を紹介。 まつり古賀での啓発パネル展示。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 今後とも市民ニーズに即した効果的な啓発ができるように創意工夫を凝らしていく。 ● 27年度以降の取組について 今年度全戸に配布する「家庭ごみの出し方」パンフレット内に「生ごみ処理機器購入費補助制度」を掲載し、周知を図る。 広報こがに関連情報を掲載することや展示用のパネル・チラシ等の作成を検討していく。 まつり古賀や公共施設での啓発パネル展示を予定している。 							
<p>◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について</p> <p>指標である1人1日あたりのごみ処理量の25年度の状況は、777gになっており、現況784g(24年度)から減少しているものの、目標とする35年度の665gまでは、一層のごみの減量と資源化対策が必要になってくることから、更なる効果的な啓発を展開していく。</p>								

環境分野	資源循環
環境目標	「循環」型社会の構築
取組の方向性	A. ごみの減量と資源化対策
基本的な取組	A-②資源化率を上げるための分別品目の検討（家庭系ごみ）

施策内容
「リサイクルの見える化」により、資源ごみの回収の効果を明確化し、分別収集への取組を推進します。最新のリサイクル情報を収集し、新規に分別収集ができる品目について検討し、資源化率の向上につなげます。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
資源化率	17%	26.0%（平成35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	分別状況の把握	地域の分別に関する現状を把握する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
			市環境組合との意見交換・情報交換会		分別収集会場での現状確認 地域の世話人（組長会等）との意見交換		市環境組合との意見交換・情報交換会		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 市環境組合（代表区長会）との情報交換会を開き、意見の集約を図った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 今年度実施した情報交換会により、地域の分別の回収状況等について意見交換や情報収集は行えたが、分別収集会場における実際の状況は把握できなかったことから、27年度は実際に分別収集会場におられる地域の世話人等から実情を聞き取る機会も設定し、分別収集の実態把握に努める。 ● 27年度以降の取組について 分別収集会場に立ち会い、現状を確認し、地域の世話人の中心である組長会等へ出向き分別品目変更点の説明や意見交換を行う。また、市環境組合（代表区長会）との意見交換・情報交換会の実施を行っていく。 								

取組2	リサイクル情報の収集	先進地視察及び他自治体のリサイクル情報を収集する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		→ 先進地視察 （生ごみ分別：大木町・みやま市）	先進地視察 （剪定枝回収：小郡市・大牟田市） リサイクル情報 収集（佐賀市・春日市）			先進地視察 （生ごみ分別：山鹿市） （廃食油：糸島市）	先進地視察 （紙類：鳥栖市） （廃プラ：熊本市）		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 先進地視察を実施。（7月：生ごみ分別 大木町・みやま市、10月：剪定枝 小郡市・大牟田市） リサイクル情報収集の為視察を実施。（11月：佐賀県佐賀市・春日市） ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 家庭から出る剪定枝をリサイクルするための方策が古賀市としても課題になっていることから、大牟田市で視察した剪定枝チップ機の貸出制度を参考に、剪定枝チップ機購入費の一部を補助するなどの手法について検討する。 ● 27年度以降の取組について 先進地視察を4箇所予定している。 （生ごみ分別：熊本県山鹿市、廃食油：糸島市、紙類：佐賀県鳥栖市、廃プラスチック：熊本市） また、6月より剪定枝チップ機の購入に対し、一部補助を行う制度を始めている。 								

取組 3	分別品目の検討				資源化率を上げるための分別品目を検討する。			
	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール			古賀清掃工場及び構成市町との分別品目の検討	→				→
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 古賀清掃工場及び関係市町（古賀市・福津市・新宮町）の担当者による定例会議にて、分別品目の内容について検討を重ねた。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 リサイクルプラザで受入れ可能な分別品目について検討協議した内容を反映し、資源化率向上につなげるため分かり易い市民周知が出来るよう努める。 ● 27年度以降の取組について 分別品目を改正（12品目→11品目）し、家庭ごみの出し方パンフ等で周知していく。 清掃工場及び構成市町の担当者による定例会で、分別品目の内容について検討していく。 								

取組 4	分別収集の啓発				分別収集チラシ・ポスターを作製する。「家庭ごみの出し方」パンフレットに3Rの啓発内容を盛り込み作成・配布する。			
	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール		→		→	→			
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 分別収集ポスターを作製及び「家庭ごみの出し方」パンフレットに3Rの啓発を盛り込んだ内容で作成した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 出来る限り分かり易い内容になるようパンフやポスターを作成したが、分別品目等に改正点があることから、配布後に地域の世話人等への周知の方法について検討する。 ● 27年度以降の取組について 「家庭ごみの出し方」パンフレットを全戸に配布、及び市ホームページに掲載していく。 分別収集に関するポスター及びパネル（資源ごみの分別区分について）を各々の分別会場に配布していく。 地域の世話人の中心である組長会等へ出向き分別品目変更点の説明会等を検討していく。 市環境組合（代表区長会）や定例区長会等を活用した周知方法を検討していく。 								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

指標である資源化率の25年度の状況は、17.3%になっており、35年度目標の26%を達成するには、より一層のごみの減量と資源化対策が必要になってくることから、資源ごみの回収効果を「リサイクルの見える化」により明確化したり、最新のリサイクル情報を収集し提供するなど、更なる効果的な啓発を展開していく。

環境分野	資源循環
環境目標	「循環」型社会の構築
取組の方向性	A. ごみの減量と資源化対策
基本的な取組	A-③ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供（事業系ごみ）

施策内容
<p>実態把握調査の結果を踏まえ、事業者を訪問し、製造・流通・販売などの事業活動の各段階における廃棄物について、減量と資源化を促進するための啓発、指導を行い、事業者への取組を促します。</p> <p>事業者の適正処理・減量・資源化の関心を高めるため、取組を促すパンフレットを作成します。</p> <p>「3Rの見える化ツール」を活用し、環境負荷削減効果が分かる事業者向けの情報を広報・HPなどに掲載し、事業者へ3Rの取組を促します。</p> <p>事業者が自主的・自発的に取り組むことができる他自治体の事例などを調査研究し、広報・HPなどにより啓発に反映させます。</p> <p>環境負荷の少ない事業活動への変革を求めるため、業種ごとの産業特性に合わせて無理なく3Rの取り組みができる情報提供を行います。</p>

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
1人1日あたりのごみ処理量	784g	665g（平成35年度）
資源化率	17%	26.0%（平成35年度）

実施主体	担当課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組 1	実態の把握及び事業者訪問資料の作成		実態把握調査の実施及び啓発パンフ、事業者訪問資料を作成する。					
	26年度				27年度（予定）			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	事業系3R推進事業	事業系一般廃棄物に関するアンケート調査	事業系一般廃棄物排出実態把握調査（組成調査）	事業者訪問資料の作成		廃棄物減量推進指導員による	事業所訪問	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 【事業系3R推進事業】 ・事業系一般廃棄物に関するアンケート調査 ・事業系一般廃棄物排出実態把握調査（組成調査） ・事業者訪問資料の作成 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 資源化率の向上を図るため、効果的な事業所訪問へとつないでいく必要がある。 ● 27年度以降の取組について 8月より廃棄物減量推進指導員として1人を雇用し、事業所訪問等を通じて資源化率の向上へと繋げていく。 							

事業者訪問の実施		事業者訪問(啓発・情報提供・指導)を実施する。						
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
						廃棄物減量推進指導員による	事業所訪問	→
取組2	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 取組1による27年度から実施予定の事業所訪問の準備。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 取組1による27年度から実施予定の事業所訪問の準備。 ● 27年度以降の取組について 廃棄物減量推進指導員による事業者訪問(啓発・情報提供・指導)を実施していく。 							

情報発信・啓発強化		情報発信・啓発を強化する。						
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
						事業者訪問時に個別に業種ごとの情報を提供		→
取組3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 取組1による27年度から実施予定の事業所訪問の準備。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 取組1による27年度から実施予定の事業所訪問の準備。 ● 27年度以降の取組について 事業者訪問時に個別に業種ごとの情報を提供していく。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

指標である1人1日あたりのごみ処理量の25年度の状況は、777gになっており、また資源化率の状況は、17.3%になっており、35年度の目標を達成するには、一層のごみの減量と資源化対策が必要になっている。そこで、26年度に事業系3R推進事業として実施した事業系一般廃棄物に関するアンケートや組成調査の結果や作成した啓発資料を27年度以降、効果的に活用し、事業所へ個別に訪問し排出される廃棄物の適正処理と分別の指導・助言を行なうとともに啓発を推進することにより、目標の達成をめざす。

環境分野	資源循環
環境目標	「循環」型社会の構築
取組の方向性	A. ごみの減量と資源化対策
基本的な取組	A-④資源化率向上のための取組（事業系ごみ）

施策内容
資源化の余地が残されている食品廃棄物や古紙などは、新たな資源化ルートの新築に取り組みます。 事業者に対し資源ごみの分別の徹底を促すとともに、自主的な資源化の取り組みについての支援を検討します。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
資源化率	17%	26.0%（平成35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

事業系廃棄物3R推進事業		事業系廃棄物3R推進事業（A-③で別述）による実態把握を実施する。						
スケジュール	26年度				27年度（予定）			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	事業系3R推進事業	事業系一般廃棄物に関するアンケート調査	事業系一般廃棄物排出実態把握調査（組成調査）	事業者訪問資料の作成				
取組1	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> 【事業系3R推進事業】 ・事業系一般廃棄物に関するアンケート調査 ・事業系一般廃棄物排出実態把握調査（組成調査） ・事業者訪問資料の作成 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 資源化率の向上を図るため、効果的な事業所訪問へとつないでいく必要がある。 ● 27年度以降の取組について 8月より廃棄物減量推進指導員として1人を雇用し、事業所訪問等を通じて資源化率の向上へと繋げていく。 							

新たな資源化ルートの構築		食品廃棄物や古紙など新たな資源化ルートの構築について検討する。						
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
取組2					事業者訪問時に個別に聞き取りを行い、新たな資源化ルートについて検討する			
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 取組1による平成27年度から実施予定の事業所訪問の準備。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 取組1による平成27年度から実施予定の事業所訪問の準備。 ● 27年度以降の取組について 事業者訪問時に個別に聞き取りを行い、新たな資源化ルートについて検討していく。 								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

指標である1人1日あたりのごみ処理量の25年度の状況は、777gになっており、また資源化率の状況は、17.3%になっており、35年度の目標を達成するには、一層のごみの減量と資源化対策が必要になっている。そこで、26年度に事業系3R推進事業として実施した事業系一般廃棄物に関するアンケートや組成調査の結果や作成した啓発資料を27年度以降、効果的に活用し、事業所へ個別に訪問し排出される廃棄物の適正処理と分別の指導・助言を行なうとともに啓発を推進することにより、目標の達成をめざす。

(6) 環境意識と行動

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	A. 環境保全活動に関わる個人・団体の連携強化
基本的な取組	A-①市・ぐりんぐりん古賀などの共働による環境保全活動の推進

施策内容
環境のネットワーク組織である「ぐりんぐりん古賀」を中心に会員独自の事業をはじめ、学校などと連携することで、環境教育を推進し、生物多様性の保全や3Rの推進など、活動分野の拡大、継続性のある活動の展開を図ります。

指標	現況(平成25年度末現在)	目標
—	—	—
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市、ぐりんぐりん古賀、学校	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

古賀市グリーンカーテンの匠事業の実施		古賀市グリーンカーテンの匠事業を実施し、グリーンカーテンの普及啓発に努める(平成27年度までのボトムアップ事業)。その後も引き続き、グリーンカーテンの普及啓発についての取組を検討する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	市民向け講座等の実施			→	市民向け講座等の実施		→		
		→			学校向け講座等の実施				
取組1	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> 一般市民向け及び、学校向けに講座を実施した。(講座実施回数…市民向け：4回(参加組数38組)/学校向け：8回) 学校向けの授業においては、モデル校として青柳小学校・古賀東小学校の2校を選出し、グリーンカーテンの匠認定者と連携して授業を実施した。また、グリーンカーテンの匠認定者に対し地球温暖化に関する講座を開催し、人材育成に関する取組を実施した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 <ul style="list-style-type: none"> モデル校での授業を受け、学校向けに実施する講座内容の充実を図る必要があるため、福岡県地球温暖化防止活動推進員及び、福岡県地球温暖化防止活動推進センターと協力し講座資料の作成を行った。(作成資料：生活の中のムダはなぜ減らさないといけない?、食と地球温暖化、地球温暖化ってなんだろう) ● 27年度以降の取組について <ul style="list-style-type: none"> 昨年度と同様に一般市民向け及び学校向けに講習会等を実施していくとともに、講師育成を目的に、グリーンカーテンの匠認定者を対象とした講座や講座練習会等の取組を実施していく。 								

ECOかるたの作成		環境教育・環境学習推進に活用するためECOかるたを作成する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	ECOかるた作成		→	→	→	→	→	→	
					ぐりんぐりん古賀広報、市ホームページによる周知				
取組2	<ul style="list-style-type: none"> ◆全てぐりんぐりん古賀が主体となって実施 ● 26年度に実施した取組 <ul style="list-style-type: none"> 9月にECOかるたが完成。完成後「ぐりんぐりん古賀広報」、市ホームページ、テレビ、新聞等を用い市民に対し周知を図った。また環境教育の充実及び環境活動の輪が広がることを目的として、市内に所在する保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校にECOかるたを配布した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 <ul style="list-style-type: none"> かるたの作成だけに終わらず、ぐりんぐりん古賀環境フェスタにてECOかるた大会を開催。14名が参加した。 ● 27年度以降の取組について <ul style="list-style-type: none"> 26年度に引き続きぐりんぐりん古賀広報、市ホームページで周知を図る。またぐりんぐりん古賀ホームページ内において、かるたをデータ化して市民の方がダウンロードして活用できるよう専用ページを設置する。また、広報こが内での記事【環(わ)かって納得】に挿絵としてECOかるたを使用し普及を図っていく。 								

環境体験講座の実施				環境体験講座を通し環境保全に関する情報や技術を提供する。				
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	講座実施				講座実施			
取組3	<p>◆全てぐりんぐりん古賀が主体となって実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 26年度は6講座を実施し、市民の方に実体験をしていただく事で環境保全に関する情報や技術等を伝えた。(参加総数132名) ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 参加募集チラシの作成方法について再検討し、ぐりんぐりん古賀の会員同士でより協力した広報活動となるよう周知方法の改善を図る。 ● 27年度以降の取組について 27年度は環境体験講座を12講座実施予定である。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

グリーンカーテンの匠事業やE C Oかるた、環境体験講座等を通じ、市民に対し啓発を行うことで環境保全への意識の向上につなげていく。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	A. 環境保全活動に関わる個人・団体の連携強化
基本的な取組	A-②市・ぐりんぐりん古賀を中心とした個人・団体との環づくり

施策内容
「ぐりんぐりん古賀」を中心として、A-①の活動に伴い、個人・団体の集いの場である「つながりひろば」などを活用し、環境と密接に関わり合う主体とのネットワークの強化を図ります。また、まつり古賀など各種行事やホームページなどで積極的に広報活動を行い、参加の輪を広げることで、会員数の増加をめざします。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）個人会員・団体会員数	個人会員：36名	100名（平成35年度）
	団体会員：21団体	50団体（平成35年度）

実施主体	担当課
古賀市、ぐりんぐりん古賀、学校	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	「わ・わ・わ通信」等を活用した情報提供の充実		つながりひろば情報紙「わ・わ・わ通信」及びフェイスブックによる情報提供の充実を図る。					
	26年度				27年度（予定）			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	「わ・わ・わ通信」発行、フェイスブック掲載			「わ・わ・わ通信」発行、フェイスブック掲載				
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 偶数月に1回「わ・わ・わ通信」を発行（6回）、またフェイスブックに情報を掲載。（7回） ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 フェイスブックの活用が、少なかった。もっと積極的に活用できる方法を検討していく。 ● 27年度以降の取組について 26年度に引き続き「わ・わ・わ通信」の発行、フェイスブック掲載による情報発信を行っていく。 								

取組2	ぐりんぐりん古賀会員募集カードの作成、配布		ぐりんぐりん古賀の活動内容を記載した会員募集カードを作成し、配布する。					
	26年度				27年度（予定）			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール				カード作成	会員募集活動に活用			
<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 27年3月にカードを5,000部作成し、ぐりんぐりん古賀に勧誘する際の道具の一つとして活用していただくよう、ぐりんぐりん古賀の会合にて会員へ配布した。また、広報等による周知や、ぐりんぐりん古賀が主催する環境フェスタで活用した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 完成が今年度3月であったことから、27年度以降に向けて活用していく必要がある。 ● 27年度以降の取組について ぐりんぐりん古賀広報にて市民に周知を行うと共に、会員募集のためのツールとして継続して活用していく。 								

ホームページの充実		ぐりんぐりん古賀ホームページの充実を図る。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	ホームページ内容検討				ホームページ内容検討				
取組 3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ホームページの構成内容の充実を図るため検討を重ねた。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 ホームページの情報を更新する頻度が低いことから、情報更新の必要性について全員に再度周知する必要がある。また、ホームページを閲覧できる環境のないぐりんぐりん古賀会員も多い。 ● 27年度以降の取組について ホームページの構成内容検討、ECOかるた専用ページ開設、会員向けページ（様式・要綱ダウンロード）開設など、ホームページの機能向上につなげていく。 								

各種行事における会員募集活動の実施		各種行事(まつり古賀、ぐりんぐりんフェスタ)での会員募集活動を実施する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	会員募集(各種行事)				会員募集(各種行事)				
取組 4	<ul style="list-style-type: none"> ◆全てぐりんぐりん古賀が主体となって実施 ● 26年度に実施した取組 11月のまつり古賀及び3月のぐりんぐりん古賀環境フェスタにおいて、ぐりんぐりん古賀主体による会員募集活動を実施した。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 もっと多くの会員が積極的に募集活動に参加してもらう必要がある。 ● 27年度以降の取組について 引き続きまつり古賀や各種イベントにて会員募集活動を実施する。また26年度に作成した会員募集カードや啓発用クリアファイルを活用していく。 								

年次報告書の作成		ぐりんぐりん古賀年次報告書を作成する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	年次報告書作成				年次報告書作成				
取組 5	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 年次報告書の作成に伴う情報収集や報告書の原案を作成し、関係者と検討を重ねた。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 年次報告書の作成に伴う情報収集や、原案を作り検討を行ったが、報告書の完成には至らなかった。 ● 27年度以降の取組について 引き続き年次報告書の作成に向け準備を進めていく。 								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について
作成した会員募集カード等を活用し、会員増加を図り指標達成につなげていく。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	B. 環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進
基本的な取組	B-①環境保全活動に関する情報発信の強化

施策内容
市ホームページや広報こがなどの広報手段だけでなく、ボランティア団体の情報が集まる「つながりひろば」の広報手段を活用し、更なる情報発信の強化を図ります。また、交流活動などへの積極的な参加を促すことで、他分野の団体との情報共有を図ります。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
環境保全活動に関する実行度	55%	70%（平成35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市	環境課、生涯学習推進課（つながりひろば）

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	つながりひろば情報誌への掲載	つながりひろば情報紙「わ・わ・わ通信」に掲載する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	市内の団体が実施した環境保全活動の紹介				市内の団体が実施した環境保全活動の紹介				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 「わ・わ・わ通信」で、市内で活動する5団体が実施した環境保全に関する事業の内容紹介した。 【紹介事業：千鳥ヶ池カメ調査・環境フェスタ〔ぐりんぐりん古賀〕、育林行動〔古賀市緑のまちづくりの会〕、大根川一斉清掃〔レインボーKOGA〕、るんるんよごみ拾い・工場見学バスツアー〔NPO法人エコけん〕、小水力発電エネルギー現地見学会〔古賀ふるさと見分けの会〕】 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 情報発信力不足の解消に向けて、交流会などで環境活動団体ともしっかりと綿密な情報交換を行なっていく。特に活動の事後報告が不足しているので、ぐりんぐりん古賀ホームページ、フェイスブックの活用を積極的に行なっていく。 ● 27年度以降の取組について 26年度に引き続き「わ・わ・わ通信」や広報、交流会などで市内団体が実施する環境保全活動の紹介を行っていく。 								

取組2	公共施設や周辺施設への掲示、周知	公共施設や周辺施設（古賀駅、コスモス館など）への掲示、周知を実施する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	掲示・周知				掲示・周知				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ぐりんぐりん古賀が主催する各種行事に関する広報の掲示・配布を市役所内、古賀駅にて実施した。また市内小中学校・図書館・公民館・市民へ広報誌等を配布した。（市民に対しぐりんぐりん古賀広報誌を全戸配布：年2回） ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 掲示場所によっては掲示物の貼付箇所等の指定ができない箇所もあった。より効果的な掲示ができるよう、方法等をひきつづき検討していきたい。 ● 27年度以降の取組について 昨年度に引き続き行事内容の周知、広報配布等周知活動を実施していく。 								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

市民への周知方法を検討し、よりわかりやすく広く発信していく。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	B. 環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進
基本的な取組	B-②市内の美化活動の推進

施策内容	
<p>道路環境美化、古賀市環境美化行動の日の活動では市民参加による一斉清掃活動が行われているほか、アダプトプログラムでは、古賀市の事業者を中心に様々な団体が積極的に美化活動に参加しています。</p> <p>また、「ラブアース・クリーンアップ」では、ボランティア団体・企業・行政などが実行委員会を形成して、海岸の一斉清掃に取り組むことで、美観の形成を図っています。</p> <p>一方、地域コミュニティやボランティア団体も河川や松原など、独自で清掃活動に取り組んでいることから、今後は地域に根付く美化活動を、多様な主体の共働で推進していきます。</p>	

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
古賀市の美化活動に対する参加の意向	40%	76%（平成35年度）
アダプトプログラム登録数	34団体	50団体（平成35年度）

実施主体	担当課
古賀市、市民・市民活動団体（地縁団体・志縁団体）、企業	環境課、生涯学習推進課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	環境活動に関する情報提供及び活動推進	環境活動に関する情報の提供及び活動を推進する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	情報提供・周知				情報提供・周知				
<p>● 26年度に実施した取組 6月に実施した「ラブアース・クリーンアップ」では、実行委員会を形成し、ボランティア団体、企業、行政区など9団体224人が当日参加し、海岸清掃活動を実施した。7月の環境美化行動の日においては、行政区を中心に市内で清掃活動を実施した。「ラブアース・クリーンアップ」および「環境美化行動の日」において、行政区や企業、ボランティア団体に対して、市ホームページ、市広報紙、区長会等で参加を呼びかけている。</p> <p>● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 「ラブアース・クリーンアップ」は17年目を迎え、「環境美化行動の日」は29年目を迎えている清掃活動である。市民への定着も進んでいるが、参加者数は横ばいである。今後もより多くの市民に対して効果的な広報活動を行う必要がある。</p> <p>● 27年度以降の取組について 環境活動への市民の積極的な参加へのきっかけとなる様、情報提供や広報活動による周知に取り組んでいく。</p>									

取組2	環境活動に関わる個人・団体の連携強化	環境活動に関わる個人・団体の連携強化を図る。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	関係者協議				関係者協議				
<p>● 26年度に実施した取組 「ラブアース・クリーンアップ」では、実行委員会形式で事業の実施を行っており、団体、地域、企業、行政が連携して取り組んでいる。</p> <p>● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 より多くの市民が関わるように実行委員会のあり方を検討する必要がある。</p> <p>● 27年度以降の取組について 環境活動に関わる個人・団体の連携強化が図れる様、関係者での協議を重ねていく。</p>									

アダプトプログラムに関する周知啓発		アダプトプログラムに関する周知啓発を実施する。						
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
取組	補助金手続			補助金周知 ラブアース周知	実績報告 補助金手続	広報誌掲載		
3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 アダプトプログラムに関する助成制度の周知を行い、団体が引き続き活動できるよう情報提供を行った。(26年度：1団体が5万円の助成を受けた。) ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 新規団体を増やすために、広報活動を行う。また、登録団体が脱退することがないように、引き続き情報提供などの支援を行う。 ● 27年度以降の取組について 登録団体へのアダプトプログラム助成制度の周知を行う。また、市民や団体に対しては、広報紙によりアダプトプログラムの周知を図っていく。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「ラブアース・クリーンアップ」等、環境活動に関する情報提供をや周知を行うことで、参加者の拡大を促したい。また、新たなアダプトプログラム登録団体の登録が増えない状況であり、目標達成については厳しい状況であるが、周知の徹底を図ることで登録団体の増加につなげる。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	C. 年齢層に応じた環境教育・学習の充実
基本的な取組	C-①環境教育プログラムの作成と活用

施策内容
<p>市・ぐりんぐりん古賀・学校の連携で、小学生を対象とした「環境教育プログラム」の作成に取り組みます。プログラムの内容は小学生の低学年から高学年までを対象とした授業に対応するため、自然環境・生活環境における様々な分野のプログラム整備を図ります。</p> <p>一方、中学校では独自で環境保全に係る清掃活動やボランティア活動を展開していることから、古賀市版「環境カウンセラー」による支援や、ボランティア団体などと連携しながら環境教育の推進を図ります。</p>

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
環境プログラム実施数	0回	30回/年（平成35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市、ぐりんぐりん古賀、学校	環境課、学校教育課、各教育機関

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組	古賀市グリーンカーテンの 匠事業の実施		古賀市グリーンカーテンの匠事業を実施する(平成27年度までのボトムアップ事業)。その後についても引き続き、取組を検討する。					
	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
1	市民向け講座等の実施			→	市民向け講座等の実施			→
	学校向け講座等の実施		→		学校向け講座等の実施		→	
	<p>● 26年度に実施した取組 一般市民向け及び、学校向けに講座を実施した。(講座実施回数…市民向け：4回(参加組数38組)/学校向け：8回) 学校向けの授業においては、モデル校として青柳小学校・古賀東小学校の2校を選出し、グリーンカーテンの匠認定者と連携して授業を実施した。また、グリーンカーテンの匠認定者に対し地球温暖化に関する講座を開催し、人材育成に関する取組も実施した。</p> <p>● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 モデル校での授業を受け、学校向けに実施する講座内容の充実を図る必要があるため、福岡県地球温暖化防止活動推進員及び、福岡県地球温暖化防止活動推進センターと協力し講座資料の作成を行った。(作成資料：生活の中のムダはなぜ減らさないといけないの？、食と地球温暖化、地球温暖化ってなんだろう)</p> <p>・27年度以降の取組について 昨年度と同様に一般市民向け及び学校向けに講習会等を実施していくとともに、講師育成を目的に、グリーンカーテンの匠認定者を対象とした講座や講座練習会等の取組を実施していく。</p>							

取組	現在提供中の環境講座の調査		現在提供中の環境講座を調査し、現状把握する。					
	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
2	現状把握	→						
	<p>● 26年度に実施した取組 現状把握のため調査実施。6月調査完了。</p> <p>● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 学校側が希望するものと、環境課で提供できるもののマッチングが課題である。</p> <p>● 27年度以降の取組について 現在実施している「古賀市グリーンカーテンの匠事業」では、学校と連携を行いながら進めているが、今後は学校側と協議しつつ、新たな講座の充実を図っていく。</p>							

講座内容を学校へ提示				講座内容を学校へ提示(マッチング)する。				
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
				→				
取組3	<p>● 26年度に実施した取組 「古賀市グリーンカーテンの匠事業」について、青柳小学校及び古賀東小学校において試行的に事業を実施し、講座内容を検討したうえで、各小中学校に対し提示した。</p> <p>● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 講座実施後、内容の充実を図る必要があったことから再度内容を検討し、27年度に向け「古賀市グリーンカーテンの匠事業」を軸として環境教育プログラムを作成した。</p> <p>● 27年度以降の取組について 作成した環境プログラムを基に、事業を実施していく。 (実施予定校：小野小学校、千鳥小学校、古賀北中学校)</p>							

「環境教育プログラム」の小学校教育活動への展開				「環境教育プログラム」の小学校教育活動への展開を検討する。				
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
			→				→	
取組4	<p>● 26年度に実施した取組 環境教育プログラムとして、試行的に古賀市グリーンカーテンの匠事業を学校向けに実施。青柳小学校及び古賀東小学校の4年生に対し、総合学習及び理科の学習の一貫で授業を実施した。</p> <p>● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 モデル校での授業を受け、実施する講座内容の充実を図る必要があるため、福岡県地球温暖化防止活動推進員及び福岡県地球温暖化防止活動推進センターと協力して教材を作成し、次年度の環境教育プログラムを検討した。</p> <p>● 27年度以降の取組について 26年度に作成した、教材、プログラムを基に学校へ提案し、古賀市グリーンカーテンの匠事業を実施していく。 (実施予定校：小野小学校・千鳥小学校・古賀東中学校)</p>							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

古賀市グリーンカーテンの匠事業を軸として、福岡県地球温暖化防止活動推進員及びグリーンカーテンの匠認定者が主体となった環境プログラムを展開していくことで、内容の充実を図っていく。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	C. 年齢層に応じた環境教育・学習の充実
基本的な取組	C-②事業者向け環境教育の充実

施策内容
C-①の環境教育プログラムの内容を発展させて、事業者が行う社員教育やISO14001、エコアクション21などの各種認証制度に基づく環境学習の場において、環境教育の充実を図る。 また、環境教育などの取組を率先して行っている事業者の事例発表や研修会など、事業者相互の情報交換が行える場づくりを行います。

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
環境教育を実施する事業者の割合	53%（24年度）	66%（35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市	環境課、商工政策課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

スケジュール	実施時期：後期							
	26年度				27年度（予定）			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
取組1	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 ● 27年度以降の取組について 事業者向けの環境学習について、実施内容等の検討を行っていく。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

後期に実施内容の検討を予定している。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	D. 環境教育の担い手の育成、活動の推進
基本的な取組	D-①古賀市版「環境カウンセラー」の登録制度確立と人材育成

施策内容
<p>学校や企業などに対して環境教育を実践する人材として、古賀市版「環境カウンセラー」登録制度を創設します。</p> <p>また、環境カウンセラーは「人材バンク」との連携を図りながらC-①の施策にある環境教育プログラムの推進を中心となって担い、様々な環境分野に関する知識や経験が豊富な人材が担います。</p> <p>人材の育成については、環境分野における資格や各種研修などの情報提供や、環境教育プログラム作成に向けた講習会の開催などの補助をぐりんぐりん古賀と共働で取り組みます。</p>

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
環境カウンセラーの登録数	0人	30人（平成35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市、ぐりんぐりん古賀	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

環境教育に関する人材の調査		ぐりんぐりん古賀、「人材バンク」の登録状況を調査する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	登録状況確認					活用の検討			
取組1	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ぐりんぐりん古賀及び人材バンクの会員登録状況の確認を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 ぐりんぐりん古賀と人材バンクの連携状態が整っておらず、活用について検討が必要である。 ● 27年度以降の取組について 引き続き、人材バンクの活用を検討していく。 								

「環境カウンセラー」に関するニーズ調査		学校、企業において求められている「環境カウンセラー」について調査する。							
スケジュール	26年度				27年度(予定)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
				環境に関連する資格の調査		環境カウンセラーについて検討			
取組2	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 環境に関する資格について当課にて整理を行った。 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 環境カウンセラーについて、市が求める認定基準を明らかにすることが必要である。 ● 27年度以降の取組について 環境カウンセラーについて、市が求める認定基準の検討を行っていく。 								

人材バンクとニーズとのマッチング作業		人材バンクと学校・企業におけるニーズとのマッチング作業を実施する。						
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
取組3	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 ● 27年度以降の取組について 28年度以降の実施を予定している。 							

環境カウンセラー活用について提案		環境カウンセラー活用について学校、企業へ提案する。						
スケジュール	26年度				27年度(予定)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
取組4	<ul style="list-style-type: none"> ● 26年度に実施した取組 ● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 ・ 27年度以降の取組について 28年度以降の実施を予定している。 							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

環境カウンセラーとしての取組については、認定基準や研修制度についての解決すべき課題があり、取組が進んでいないのが現状であるが、確立させるための試行的なものとして、「古賀市グリーンカーテンの匠事業」において市が認定した匠が学校において講座実施できるよう取組をすすめている。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	D. 環境教育の担い手の育成、活動の推進
基本的な取組	D-②環境保全に関する交流の場づくり

施策内容	
<p>市・環境保全活動団体を中心に、中・高生をはじめ一般市民を含む多様な主体で、環境保全活動や環境教育に関する意見交換のための交流の場づくりを行います。交流会では、様々な立場の主体が対等な関係のもと意見を出し合うことで、地域特性にあった古賀市独自の環境施策への展開を検討していきます。</p>	

指標	現況（平成25年度末現在）	目標
環境保全に関する交流の回数	0回／年	4回／年（平成35年度）
—	—	—

実施主体	担当課
古賀市、環境保全活動団体、一般市民（中高生含む）	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	意見交換のための交流の場づくり 先進事例についての調査研究	意見交換のための交流の場づくりに関する先進事例について調査研究する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
<p>◆全てぐりんぐりん古賀が主体となって実施</p> <p>● 26年度に実施した取組 ぐりんぐりん古賀において27年4月開催の総会時に交流会を実施することを検討した。</p> <p>● 26年度における課題、及び課題に対する対応策 先進事例について情報収集の必要がある。</p> <p>● 27年度以降の取組について ぐりんぐりん古賀において27年4月開催の総会時に交流会を実施している。今後も交流会の実施を予定している。</p>		<p>→ 交流会</p>							

取組2	意見交換のための交流の場づくり 実施に向けた体制の構築	意見交換のための交流の場づくり実施に向けた体制を構築する。							
	スケジュール	26年度				27年度（予定）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
<p>● 26年度に実施した取組</p> <p>● 26年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>● 27年度以降の取組について 市内に存在する各団体がおおの共通認識を持って交流の場づくりに向けた体制を構築することをめざしている。（平成29年度以降）</p>		<p>→ 関係者協議</p>							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

市民ボランティア団体・企業との交流会を行う機会を増やしていく。

8 古賀市職員の環境配慮行動の実践

古賀市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」を策定しており、平成24年度末までに二酸化炭素の総排出量を対平成11年度比で7%削減することを目標に取り組を実施しましたが、平成24年度末時点で26%の増加となっており、目標は未達成となっています。

また、平成24年度以降においても、二酸化炭素の総排出量を対平成11年度比で7%削減するため、庁舎内の室温管理徹底などの取組を継続して実施していきます。

「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」

■計画の目的

古賀市が積極的に地球温暖化対策の推進を行うことにより、自ら排出する温室効果ガスの削減を図るとともに、市民や事業者の自主的・積極的な行動を促進すること。

■計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間



センサースイッチの導入



消灯の励行



階段使用の奨励



古紙回収ボックスの設置



電気自動車の導入



(1)二酸化炭素（CO₂）の総排出量削減

古賀市では、不要な照明の消灯徹底や給湯室の給湯器の停止などの取組を行い、エネルギーの使用の抑制に努めていますが、平成26年度の二酸化炭素排出量は平成11年度比で41%の増加となっています。これは、電気における二酸化炭素排出係数の増加によるものであると考えられますが、電気の使用量についてみると、ほぼ横這いで推移していることから、今後も継続して取組を進める必要があります。

なお、冷暖房燃料及び公用車燃料における二酸化炭素排出量は、それぞれ減少していますが、冷暖房燃料については、サンコスモ古賀内における重油管理の見直し（一部社会福祉協議会管轄となったため）、公用車燃料については、エコドライブ推進や電気自動車の導入（平成24年6月）などの取組により減少したと考えられます。

古賀市の公共施設における二酸化炭素排出量(kg-CO₂)の基準年との比較と推移

区分		基準年との比較				
		基準年	H23	H24	H25	H26
電 気	二酸化炭素排出量	4,015,452	4,078,171	5,155,834	5,882,936	5,924,210
	基準年からの増減	—	2%	28%	47%	48%
冷暖房燃料	二酸化炭素排出量	362,352	426,837	405,939	368,198	325,243
	基準年からの増減	—	18%	12%	2%	-10%
公用車燃料	二酸化炭素排出量	133,996	116,587	117,366	96,433	94,980
	基準年からの増減	—	-13%	-12%	-28%	-29%
合 計	二酸化炭素排出量	4,511,800	4,621,595	5,679,139	6,347,567	6,344,433
	基準年からの増減	—	2%	26%	41%	41%
評 価	対H11年度比7%削減	—	未達成	未達成	未達成	未達成

※基準年度：H11年12月～H12年11月までの期間の合計値。

(資料：管財課)

二酸化炭素排出係数の推移

	H23	H24	H25	H26
電気	0.39	0.53	0.61	0.61

※冷暖房燃料及び公用車燃料における二酸化炭素排出係数(kg-CO₂)は、H23～H26年度で変化していない。(資料：環境省) それぞれの二酸化炭素排出係数…軽油：2.6、重油：2.7、灯油：2.5、LPG：3.0、ガソリン：2.3

※二酸化炭素排出係数：温室効果ガスの排出量を算出する際に用いられる係数。温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（H18年4月1日施行）に基づき毎年環境省が公表している。

※二酸化炭素排出量算出方法：(エネルギー使用量)×(二酸化炭素排出係数)

古賀市の公共施設におけるエネルギー使用量

		H23	H24	H25	H26
電気 (kwh)		10,456,848	9,727,989	9,644,158	9,711,820
冷暖房燃料	軽油 (L)	406	60	20	20
	重油 (L)	33,800	37,300	31,568	10,475
	灯油 (L)	65,081	60,979	61,121	60,052
	L P G (m ³)	57,273	50,875	43,370	48,926
公用車燃料	ガソリン (L)	39,578	39,850	31,785	30,230
	軽油 (L)	9,830	9,889	8,972	9,789
上水道 (m ³)		102,963	98,737	94,062	86,842

(資料：管財課)

(2) グリーン購入の推進

古賀市の公共施設におけるグリーン購入の推進については、「古賀市グリーン購入の推進に関する基本方針」を策定し、全庁的に取組を行っています。例年、紙類・文具類などの調達し易いものは調達率が高い傾向にあります。

なお、最も調達率の低かったその他繊維製品については、のぼり旗等の物品が該当しており、物品購入の際、適合品が無かったため調達率が低くなっています。

平成 26 年度は、多くの分野で高い調達率を維持していますが、調達率の低い分野については、今後も取組を進める必要があります。

グリーン購入の適合物品の調達率の推移

分野	年度	H23	H24	H25	H26	(参考) 福岡県 H25
紙類		92.2%	91.3%	96.6%	95.9%	99.9%
文具類		99.7%	99.2%	98.8%	98.5%	100.0%
オフィス家具等		99.3%	95.7%	98.5%	98.1%	99.9%
機器類						
OA 機器		98.8%	95.1%	94.8%	97.7%	99.9%
家電製品						100.0%
照明		88.8%	99.7%	99.4%	96.8%	99.9%
自動車		-	-	-	100.0%	100.0%
制服・作業服		100.0%	86.1%	70.4%	84.2%	100.0%
作業用手袋		100.0%	100.0%	84.3%	73.4%	
インテリア・寝装寝具						
その他繊維製品		97.6%	13.9%	56.5%	4.7%	
設備						100.0%
役務		21.4%	99.0%	93.6%	50.0%	
その他の物品等		91.0%	99.5%	93.4%	95.23%	

※調達率(%)は、各分野におけるグリーン購入適合物品の調達数を調達総量で割ったものです。

※参考として記載している福岡県の数値については目標値を100%として取り組まれています。

(資料：平成 26 年版 福岡県環境白書、環境課)

資料編

1 河川水質

1. 環境基準点の水質

古賀市内の河川のうち、大根川水系については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定が行われており、大根川橋と石ヶ崎橋がA類型、花鶴橋がB類型の環境基準点となっています。

環境基準点の水質（BOD）は、大根川橋、花鶴橋では環境基準を満たしていますが、石ヶ崎橋では改善傾向はみられるものの、環境基準を超過する状況が続いています。

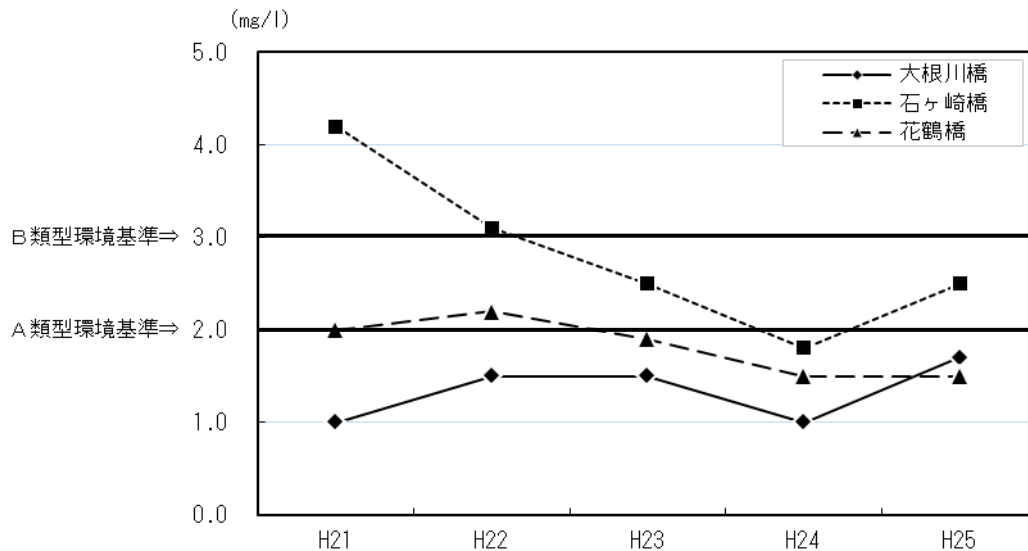
なお、中川水系については、環境基準の類型指定は行われていません。

環境基準点における水質調査結果（BOD）

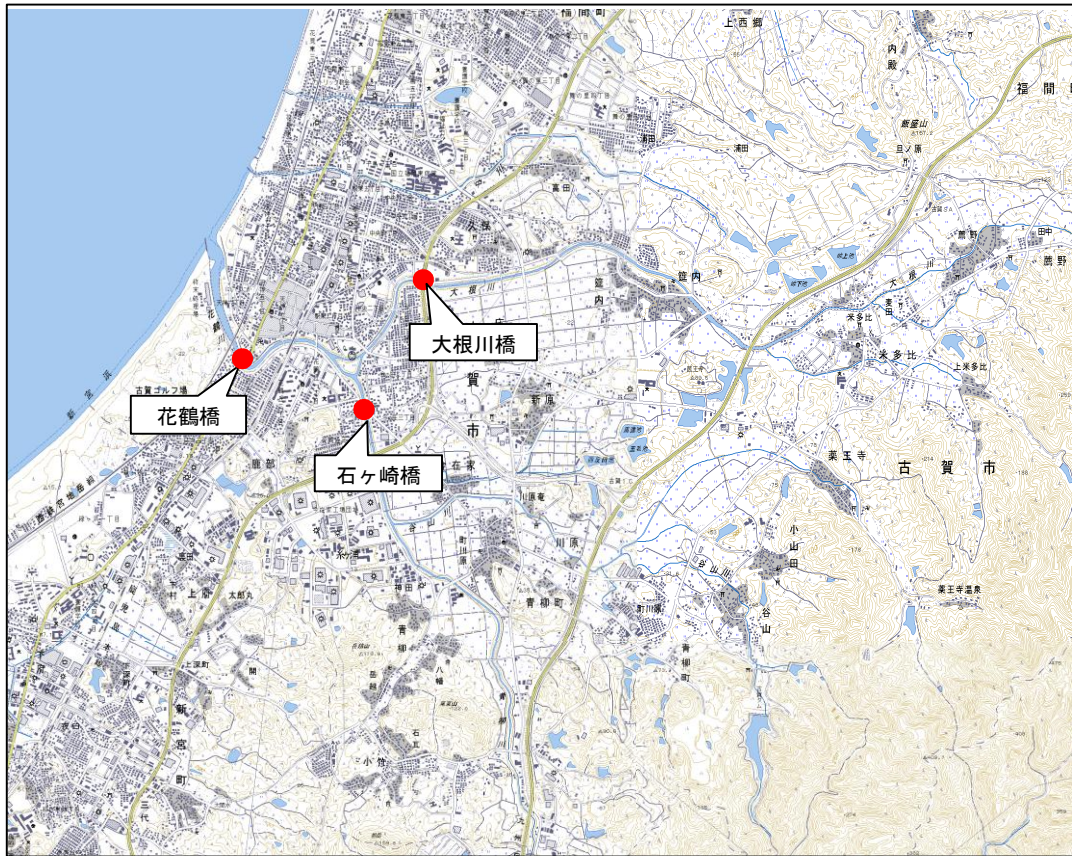
類型	調査地点	測定値等	H21	H22	H23	H24	H25
A	大根川橋	75%値(mg/l)	1.0	1.5	1.5	1.0	1.7
		適否	○	○	○	○	○
	石ヶ崎橋	75%値(mg/l)	4.2	3.1	2.5	1.8	2.5
		適否	×	×	×	○	×
B	花鶴橋	75%値(mg/l)	2.0	2.2	1.9	1.5	1.5
		適否	○	○	○	○	○

※福岡県にて調査実施。

（資料：平成26年版環境白書 福岡県）



福岡県河川水質調査地点位置図



(資料：環境課)

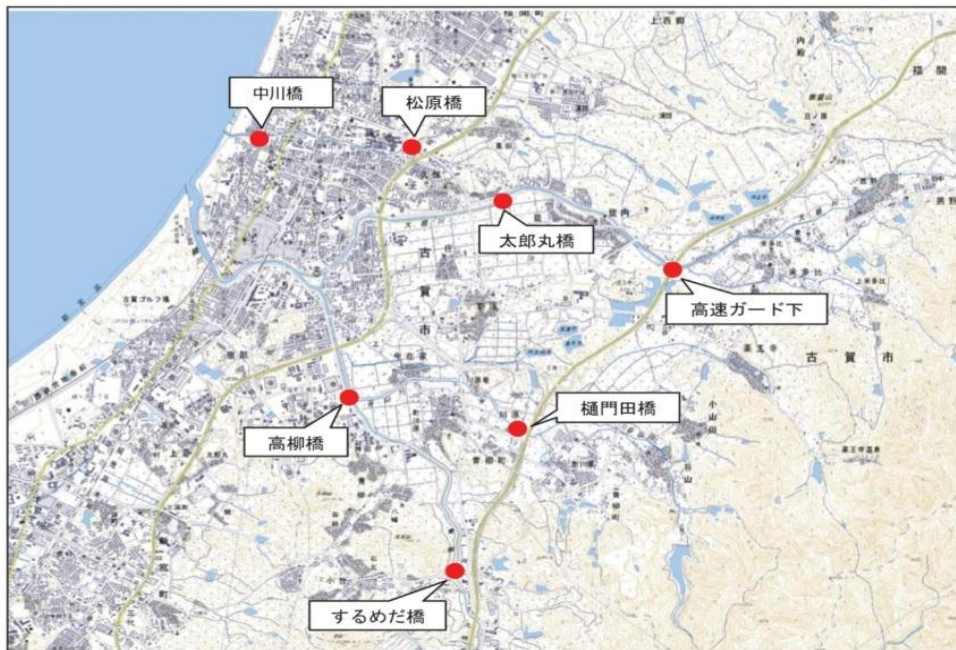
2. 古賀市内河川水質調査

生活排水などが河川に流れ込むことによる河川水質への影響を調査し、経年的に把握することを目的に、古賀市内に位置する2つの2級河川の定点7箇所における7項目の水質を年間4回調査しています。

調査結果によると、大根川水系では全ての箇所で環境基準を超える値となりました。結果について、水質調査実施機関に原因を確認したところ、悪化の原因については不明であるとの報告を受けていますが、今後も、河川水質については注視していく必要があります。

なお、中川水系では、環境基準の類型指定は行われていません。

河川水質調査地点位置図



(資料：環境課)

河川水質調査結果の環境基準適合状況（BOD）（平成26年度）

類型	調査地点	測定値等	H22	H23	H24	H25	H26
A	高柳橋	75%値 (mg/l)	1.8	1.4	1.5	1.3	<u>2.7</u>
		適否	○	○	○	○	×
	太郎丸橋	75%値 (mg/l)	1.2	0.8	0.8	0.7	<u>2.3</u>
		適否	○	○	○	○	×
	高速ガード下	75%値 (mg/l)	0.9	0.7	1.0	0.9	<u>2.3</u>
		適否	○	○	○	○	×
	するめだ橋	75%値 (mg/l)	1.7	<u>2.7</u>	1.4	1.2	<u>2.5</u>
		適否	○	×	○	○	×
	樋門田橋	75%値 (mg/l)	<u>2.3</u>	1.6	1.4	1.1	<u>3.2</u>
		適否	×	○	○	○	×

※全リン、全窒素は環境基準なし。

(資料：環境課)

※中川橋、松原橋は環境基準の類型指定なし。

※ の部分は環境基準(2.0mg/l)に適合しない。

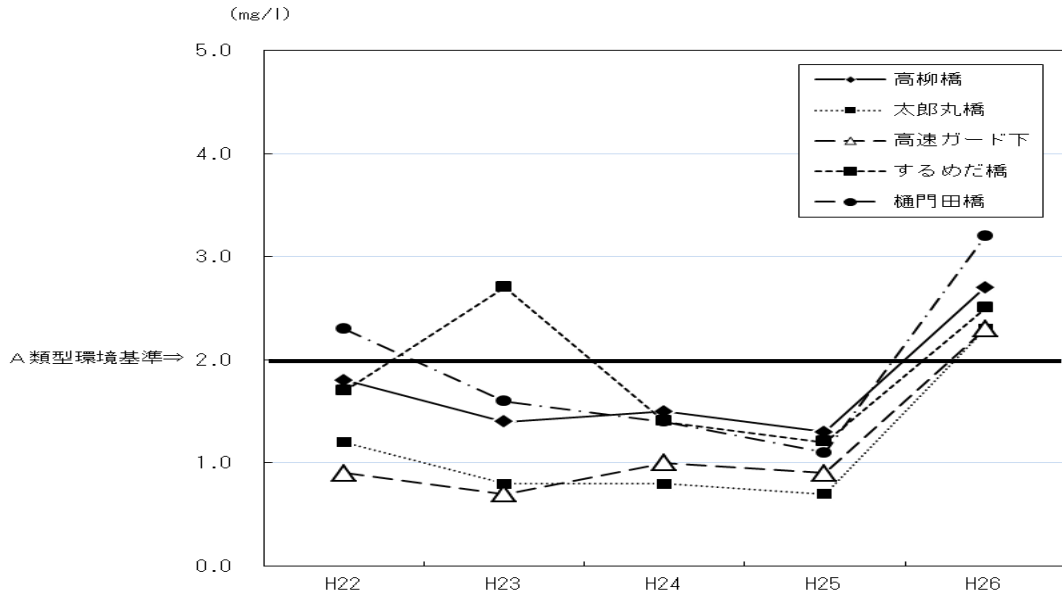
河川水質調査結果（平成 26 年度）

調査項目 調査地点		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	全りん	全窒素
		(-)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(MPN/100ml)	(mg/l)	(mg/l)
高柳橋	H26. 5. 22	7. 4	1. 4	8	8. 4	9, 400	0. 17	2. 0
	H26. 9. 24	7. 6	3. 5	11	8. 0	35, 000	0. 19	1. 5
	H26. 12. 16	7. 9	2. 7	9	10. 0	5, 400	0. 12	1. 9
	H27. 2. 12	7. 3	2. 3	6	10. 9	3, 500	0. 10	2. 8
	平均値	7. 6	2. 7	9	9. 3	13, 000	0. 15	2. 0
太郎丸橋	H26. 5. 22	7. 6	1. 3	1	9. 0	920	0. 056	1. 5
	H26. 9. 24	7. 7	3. 1	9	8. 5	160, 000	0. 14	1. 5
	H26. 12. 16	7. 7	2. 3	5	9. 7	3, 500	0. 082	1. 8
	H27. 2. 12	7. 2	1. 4	3	9. 7	2, 400	0. 028	2. 0
	平均値	7. 6	2. 3	5	9. 1	42, 000	0. 077	1. 7
高速ガード下	H26. 5. 22	7. 5	1. 8	3	7. 9	1, 600	0. 14	2. 3
	H26. 9. 24	7. 6	2. 7	3	8. 5	35, 000	0. 10	1. 5
	H26. 12. 16	7. 6	2. 0	2	10. 3	3, 500	0. 11	2. 1
	H27. 2. 12	7. 4	2. 3	3	9. 8	35, 000	0. 11	3. 3
	平均値	7. 5	2. 3	3	9. 1	19, 000	0. 12	2. 3
するめだ橋	H26. 5. 22	7. 6	1. 8	7	8. 7	13, 000	0. 21	2. 1
	H26. 9. 24	7. 5	4. 4	16	7. 8	1, 600, 000	0. 27	2. 3
	H26. 12. 16	7. 6	2. 1	11	10. 3	3, 500	0. 19	2. 6
	H27. 2. 12	7. 5	2. 5	3	11. 1	9, 200	0. 18	3. 9
	平均値	7. 6	2. 5	9	9. 5	406, 000	0. 21	2. 7
樋門田橋	H26. 5. 22	7. 7	1. 4	7	8. 5	13, 000	0. 079	1. 1
	H26. 9. 24	7. 6	3. 9	8	8. 2	1, 600, 000	0. 14	0. 94
	H26. 12. 16	7. 7	2. 2	9	10. 0	54, 000	0. 091	1. 3
	H27. 2. 12	7. 6	3. 2	45	9. 4	2, 800	0. 12	2. 1
	平均値	7. 7	3. 2	17	9. 0	417, 000	0. 11	1. 4
中川橋	H26. 5. 22	7. 7	2. 1	25	8. 2	17, 000	0. 14	1. 7
	H26. 9. 24	7. 6	3. 8	6	8. 0	350, 000	0. 13	1. 7
	H26. 12. 16	7. 6	2. 1	4	10. 2	3, 500	0. 090	1. 7
	H27. 2. 12	7. 5	3. 0	2	11. 3	3, 500	0. 042	3. 9
	平均値	7. 6	3. 0	9	9. 4	94, 000	0. 10	2. 3
松原橋	H26. 5. 22	7. 6	2. 3	31	8. 5	92, 000	0. 20	1. 7
	H26. 9. 24	7. 7	2. 9	5	8. 7	1, 600, 000	0. 14	1. 8
	H26. 12. 16	7. 6	1. 5	4	10. 6	9, 200	0. 11	1. 9
	H27. 2. 12	7. 5	2. 2	3	9. 0	1, 700	0. 11	2. 8
	平均値	7. 6	2. 3	11	9. 2	426, 000	0. 14	2. 1

※測定値は、小数点以下 4 桁の範囲内で設置し、有効数字を 2 桁とし 3 桁目を切り捨てる。また、平均値は 3 桁目を四捨五入し、有効数字を 2 桁とする。BOD は 75%値。

※なお、古賀市では生活環境項目の 5 項目（pH、SS、BOD、DO、大腸菌群数）以外に全りん、全窒素の 2 項目についても測定しているため掲載している。（資料：環境課）

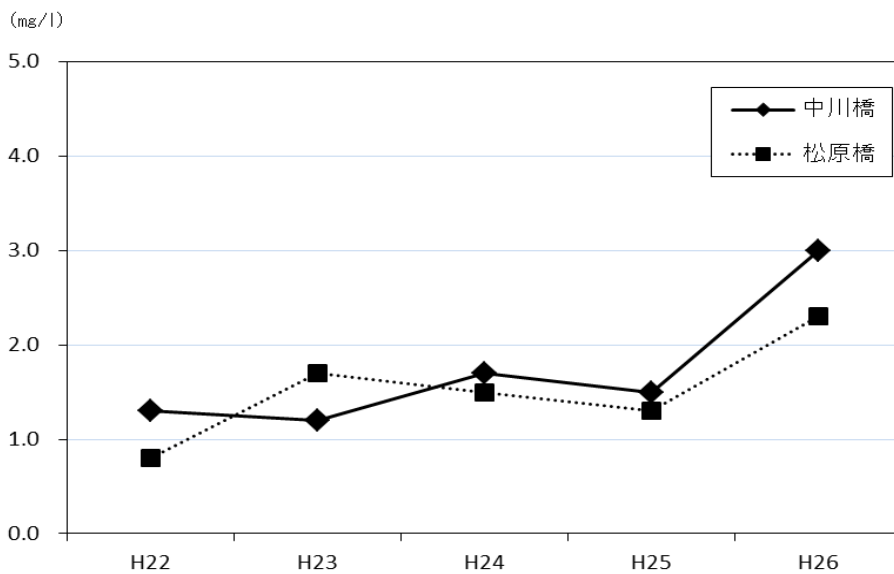
河川水質調査結果（BOD）－大根川－



(資料：環境課)

河川水質調査結果（BOD）－中川－

調査地点	測定値等	H22	H23	H24	H25	H26
中川橋	75%値 (mg/l)	1.3	1.2	1.7	1.5	3.0
松原橋	75%値 (mg/l)	0.8	1.7	1.5	1.3	2.3

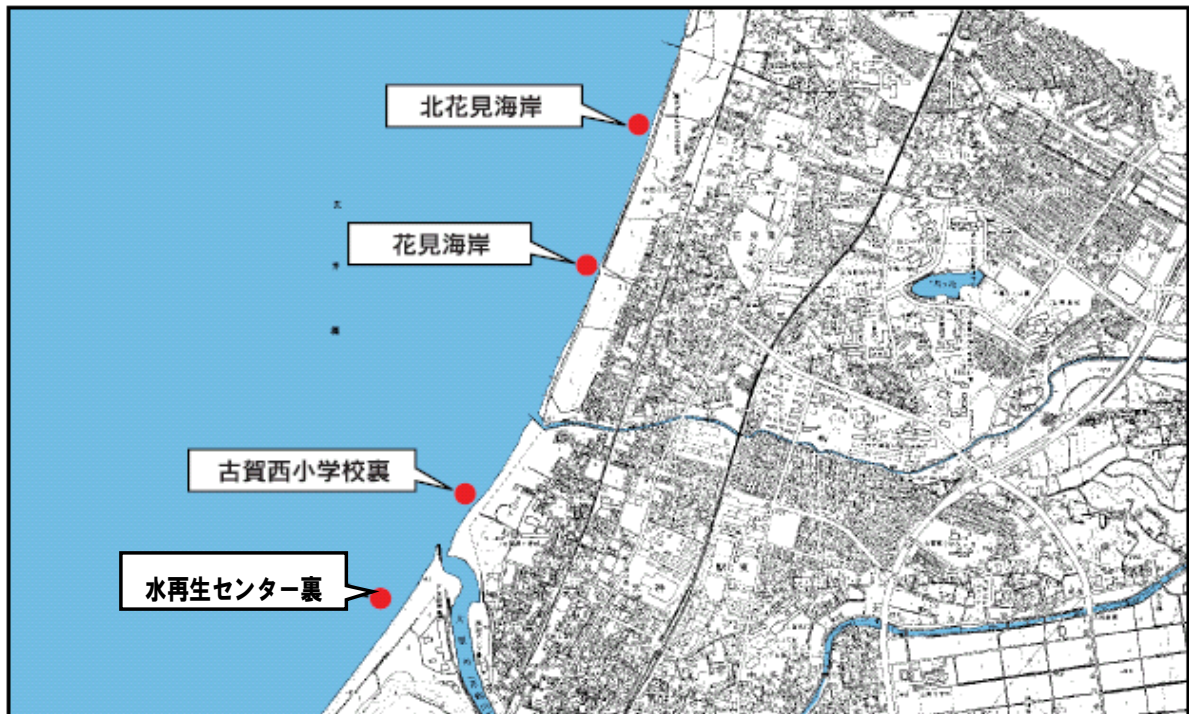


2 海水域水質

生活排水及び工場排水の流入による海水域の水質状況を経年的に把握することを目的に、河川が流入する海水域の4箇所の定点において、干潮時と満潮時の海水水質7項目の調査を実施しています。

平成26年5月28日に実施した調査の結果については、環境省が定める水浴場水質判定基準に準用すると、良好な水質となっています。

海水域水質調査地点位置図



(資料：環境課)

海水域水質調査結果（平成 26 年度）

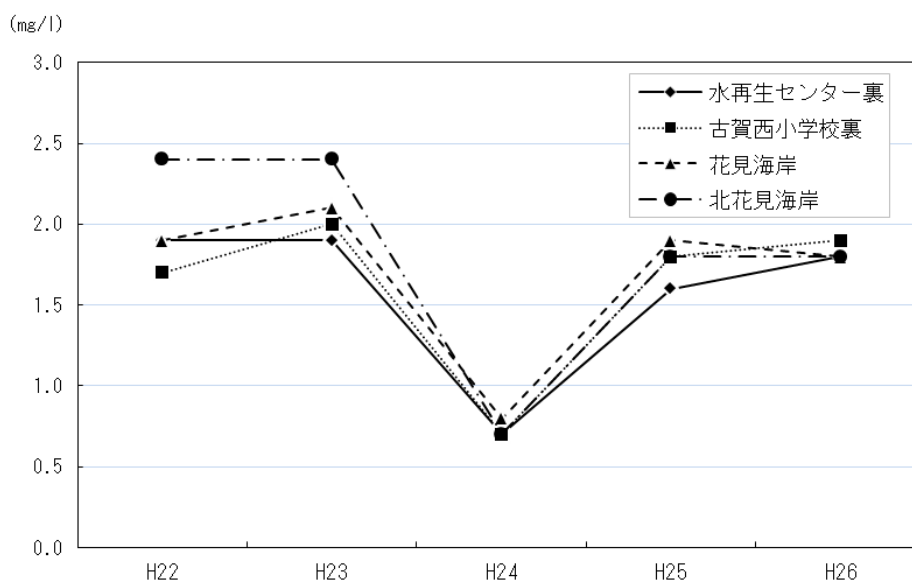
調査項目		pH	透明度	塩化物イオン	COD	一般細菌	ふん便性大腸菌群数	油膜	水質判定
		(-)	(m)	(mg/l)	(mg/l)	(個/ml)	(個/100ml)		
水再生センター裏	午前	8.2	1.0以上	19,000	1.7	10未満	2未満	無	AA(適)
	午後	8.2	1.0以上	19,000	1.8	10未満	2未満	無	
古賀西小学校裏	午前	8.2	1.0以上	19,000	1.8	37	2未満	無	AA(適)
	午後	8.2	1.0以上	19,000	1.9	40	2未満	無	
花見海岸	午前	8.2	1.0以上	19,000	1.7	18	2未満	無	AA(適)
	午後	8.2	1.0以上	19,000	1.9	11	2未満	無	
北花見海岸	午前	8.2	1.0以上	19,000	1.9	31	2未満	無	AA(適)
	午後	8.2	1.0以上	19,000	1.7	13	2未満	無	

※水浴場水質判定基準について：ふん便性大腸菌、油膜の有無、COD(化学的酸素要求量)、透明度のすべての項目について、以下の基準に適合しているため水質 AA(適)と判別される。
 ふん便性大腸菌：2 個/100ml 未満(不検出)・油膜の有無：認められない・COD:2mg/l 以下・透明度：全透明(または 1m 以上)

海水域水質調査結果（COD）

調査地点	H22	H23	H24	H25	H26
水再生センター裏	1.9	1.9	0.7	1.6	1.8
西小学校裏	1.7	2.0	0.7	1.8	1.9
花見海岸	1.9	2.1	0.8	1.9	1.8
北花見海岸	2.4	2.4	0.7	1.8	1.8

※単位 (mg/l)



(資料：環境課)

3 地下水水質

1. 福岡県地下水概況調査

地下水の水質については、福岡県が地下水概況調査を実施していますが、この調査によると、近年、古賀市内で健康項目における環境基準を超過した地点はありません。

なお、基準超過などが見られた場合には、福岡県と連携・協力して対応していきます。

地下水概況調査（福岡県実施）

調査項目	実施年度	H23	H24	H25	
	調査地区	青柳	薦野	川原	
	深さ(m) 環境基準	40	40	40	
健康	カドミウム	0.003以下	検出せず	検出せず	検出せず
	全シアン	不検出	検出せず	検出せず	検出せず
	鉛	0.01以下	検出せず	検出せず	検出せず
	六価クロム	0.05以下	検出せず	検出せず	検出せず
	ヒ素	0.01以下	検出せず	検出せず	検出せず
	総水銀	0.0005以下	検出せず	検出せず	検出せず
	アルキル水銀	不検出	検出せず	検出せず	検出せず
	P C B	不検出	検出せず	検出せず	検出せず
	ジクロロメタン	0.02以下	検出せず	検出せず	検出せず
	四塩化炭素	0.002以下	検出せず	検出せず	検出せず
環境	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	検出せず	検出せず	検出せず
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	検出せず	検出せず	検出せず
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	検出せず	検出せず	検出せず
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	検出せず	検出せず	検出せず
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	検出せず	検出せず	検出せず
	トリクロロエチレン	0.03以下	検出せず	検出せず	検出せず
	テトラクロロエチレン	0.01以下	検出せず	検出せず	検出せず
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	検出せず	検出せず	検出せず
	チウラム	0.006以下	検出せず	検出せず	検出せず
	シマジン	0.003以下	検出せず	検出せず	検出せず
項目	チオベンカルブ	0.02以下	検出せず	検出せず	検出せず
	ベンゼン	0.01以下	検出せず	検出せず	検出せず
	セレン	0.01以下	検出せず	検出せず	検出せず
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	1.1	5.6	4.3
	ふっ素	0.8以下	0.17	検出せず	検出せず
	ほう素	1以下	検出せず	検出せず	検出せず

※1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)については、シス-1,2-ジクロロエチレンにかわり、新たに地下水の水質汚濁に係る環境基準項目として追加された。(H21年11月30日環境省告示)

※1,1-ジクロロエチレンについては、地下水環境基準における基準値が0.02mg/Lから0.1mg/Lに変更された。(H21年11月30日環境省告示)

※カドミウムについては、地下水の水質汚濁に係る環境基準が0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更された。

(H23年10月27日環境省告示) (資料：平成24,25,26年版公害関係測定結果 福岡県)

2. 井戸水水質調査（快適環境監視事業）

古賀市内の上水道未整備地域における地下水環境の水質状況の把握を目的に、飲用井戸等衛生対策要領に基づき、家庭用飲用井戸における13項目の水質調査（サンプリング調査）を平成5年度から実施しています。平成26年度は42箇所において実施しました。

4 大気環境

近年、人体に与える影響が高いPM2.5や光化学オキシダントなど大気汚染に関する市民の関心も高くなっています。

古賀市においては、一般大気測定局、自動車排出ガス測定局ともに未設置のため、福岡(香椎)および宗像における数値を参考にしています。市民等から問合せのあった場合等には情報提供に努めています。

1. 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質(PM2.5)とは、大気中に大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1の大きさ)以下の小さな粒子のことをいい、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子)よりも小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

福岡県では、平成26年6月1日及び平成27年3月22日に福岡・北九州地域においてPM2.5の注意喚起が発表されました。日平均値が環境基準を超えた日数は、福岡(香椎)では平成23年以降、毎年20日間以上測定されています。また、3月から5月にかけて数値が高くなる傾向にあり、特に注意が必要です。

福岡県における微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意喚起発令基準及び対応方法

		注意喚起発令基準及び対応方法
福岡県	午前中の判断	同一地域内の2か所以上の測定局において、午前5～7時の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、注意喚起を実施。
	午後からの活動に備えた判断	同一地域内の1測定局でも午前5時～12時の1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、注意喚起を実施。
古賀市の対応		県からの情報提供を受け、注意喚起を実施する。

※県内を4地域(北九州・福岡・筑後・筑豊)に分け、地域毎に注意喚起の判断を実施。

(資料：福岡県・環境課)

一般大気測定局における測定結果(微小粒子状物質(PM2.5))

測定地点	福岡(香椎)			宗像		
	年平均値	日平均値が環境基準を超えた日数とその割合		年平均値	日平均値が環境基準を超えた日数とその割合	
H23	$17.7\mu\text{g}/\text{m}^3$	24日	6.6%	—	—	—
H24	$18.1\mu\text{g}/\text{m}^3$	22日	6.0%	$19.0\mu\text{g}/\text{m}^3$	5日	9.1%
H25	$19.4\mu\text{g}/\text{m}^3$	30日	8.3%	$15.6\mu\text{g}/\text{m}^3$	19日	5.2%

※H23の宗像の数値については記載なし。

(資料：平成26年度版公害関係測定結果 福岡県)

※H24の宗像は2月、3月のみ。(有効測定日数55日)

※環境基準：日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。

2. 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、工場の煙や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物、炭化水素及び揮発性有機化合物などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こすことによって生成される物質をいいます。

光化学オキシダントがある濃度以上になると、目がチカチカしたりのどが痛くなったり、植物に悪い影響が出たりすることがあるため、注意が必要です。

なお、平成 21 年度に光化学オキシダントの注意報が発令されて以降、古賀市では注意報は発令されていません。

光化学オキシダント注意報発令基準及び対応について

	注意報発令基準及び対応
福岡県における注意報発令基準	(注意報)1 時間値 0.12ppm 以上で継続する恐れがある場合 (警報)1 時間値 0.24ppm 以上で継続する恐れがある場合 (重大警報)1 時間値 0.40ppm 以上で継続する恐れがある場合 ※古賀市への発令については、宗像市・福岡市東区香椎の数値等を基に県が判断する。
古賀市の対応	県からの情報提供を受け、注意喚起を行う。

(資料：福岡県・環境課)

一般大気測定局における測定結果（光化学オキシダント）

測定地点	福岡（香椎）			宗像		
	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数	
H21	0.042 ppm	3 日	10 時間	0.036 ppm	1 日	1 時間
H22	0.037 ppm	0 日	0 時間	0.033 ppm	0 日	0 時間
H23	0.035 ppm	0 日	0 時間	0.036 ppm	0 日	0 時間
H24	0.037 ppm	0 日	0 時間	0.034 ppm	0 日	0 時間
H25	0.035 ppm	0 日	0 時間	0.033 ppm	0 日	0 時間

※昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯である。

(資料：平成 26 年度版公害関係測定結果 福岡県)

※0.12ppm とは福岡県における注意報発令基準値。

3. 微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントの注意報等を知るには

福岡県より注意報等が発令された時は、古賀市においても防災行政無線、防災メール、市公式ホームページ等にて古賀市民の方へお知らせいたします。

福岡県防災メール・古賀市防災メールの登録について

PM2.5 注意報および光化学オキシダント注意報等の情報を福岡県防災メールおよび古賀市防災メールで配信しています。注意報発令時には、すぐに情報の収集を行うことができます。

- 福岡県防災メール：mamoru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp
- 古賀市防災メール：bousai.koga-city@raidan.ktaiwork.jp

上記のメールアドレスに空メールを送信してください。登録用サイトのアドレスが添付されたメールが届きます。必要な情報（メールアドレス、お住まいの地域、配信種別等）を入力し、送信すると登録が完了します。

5 廃棄物及びリサイクル

1. ごみ処理の現状

平成 26 年度に策定した「第 2 次ごみ処理基本計画」では、ごみの排出量の増加を抑制しながら、減量と資源化を推進し、『1 人 1 日当たりのごみ処理量の削減』と『資源化率の向上』を目標にしています。

1 人 1 日当たりのごみ処理量については、減少傾向にあります。今後とも市民に分かりやすい情報提供を行うとともに、生ごみを減量するための水切り等の啓発を継続的に実施していきます。

また、資源化率の推移については、横ばい傾向にあることから、新たな分別品目や資源化ルート of 構築についての調査研究、情報収集を行うなど、資源化率向上のための取組につなげていきます。

ごみ処理の現状

		H22	H23	H24	H25	H26
A	ごみ総排出量(t)	20,368	20,655	20,451	20,162	19,584
B	リサイクル総量(t)	3,767	3,723	3,568	3,484	3,399
ごみ処理量(A-B)(t)		16,601	16,932	16,883	16,678	16,185
人口(人)		58,086	58,338	59,004	58,757	58,324
1人1日あたりのごみ処理量(g) (ごみ処理量÷人口÷365日)		783	795	784	777	760
資源化率(%) (B÷A×100)		18.5	18.0	17.5	17.3	17.4

※人口については、各年度 9 月末日時点の住民基本台帳を使用している。

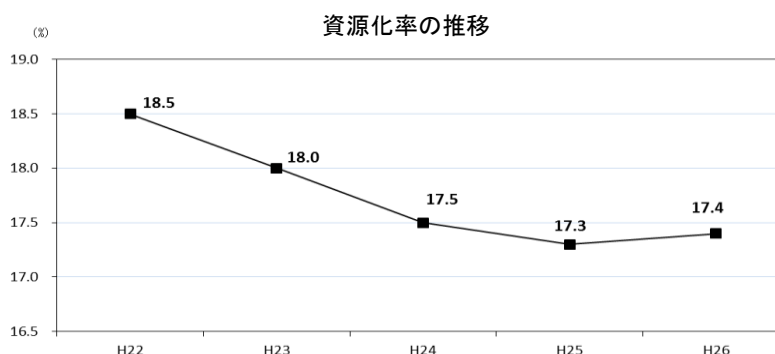
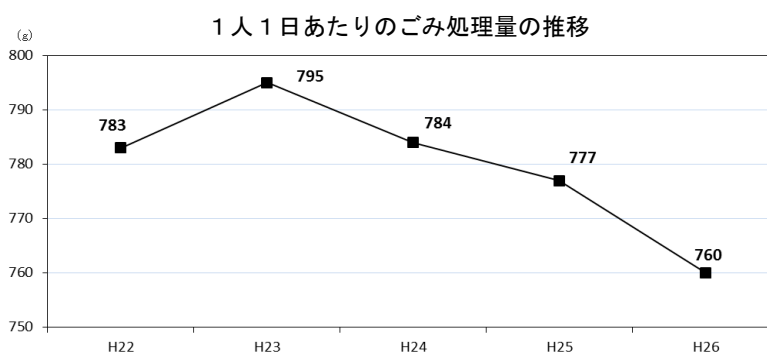
(資料：環境課)

※A: ごみ総排出量=家庭系ごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)+事業系ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ)+直接搬入ごみ量+集団回収量+浄化槽・脱水汚泥量

※B: リサイクル総量=資源化総量(古質清掃工場)+集団回収量(古紙類・剪定枝等)

(資源化総量=食脚施設残渣資源化量+リサイクルプラザ資源化量+リサイクルプラザ直接資源化量)

※各数値の小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計値の間で±1 の誤差が生じる場合があります。



2. 廃棄物の適正な処理

(1) 家庭系ごみの処理

可燃ごみについては、指定ごみ袋（有料）による収集を行い、玄界環境組合古賀清掃工場において焼却処分しています。

不燃ごみ（土砂・ブロック・陶磁器類）については、古賀市不燃物埋立地において埋立処分しています。

資源ごみについては、地域ごとに収集会場を設け、分別収集（12品目）を行い、玄界環境組合古賀清掃工場へ搬入し処理しています。

(2) 粗大ごみの処理（家庭系ごみ）

粗大ごみについては、ごみ減量を推進することを目的に、排出者責任の明確化と負担の公平性を図るため、平成18年1月から粗大ごみ処理シール（有料）による収集をしています。

(3) 事業系ごみの処理

事業系ごみについては、原則として事業者自ら処理することになっていますが、自己処理できない事業系一般廃棄物については、古賀市の許可業者による収集運搬、もしくは自己搬入によって、玄界環境組合古賀清掃工場で処理しています。

また、特定事業用建築物（延床面積3千平方メートル以上）、学校（延床面積8千平方メートル以上）の所有者及び処理施設への搬入量が年間36トン以上又は月平均3トン以上の事業所の事業者等に対し、ごみの減量や3R実践を促進するため、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出を義務付けています。

(4) し尿及び浄化槽汚泥

し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者による収集を行い、古賀市海津木苑（浄化槽汚泥のうち一部は浄化槽汚泥濃縮車）において処理しています。

一般廃棄物の種類及び収集形態・搬入先について

種類及び分別の区分		収集形態 (収集回数)	収集運搬主体 (収集運搬を実施する者)	搬入先 (処理方法)		
1 し み	家庭系	可燃ごみ	戸別収集 (週2回)	委託業者 (古賀環美サービスセンター) (コスモス環境)	古賀清掃工場 (焼却)	
		不燃ごみ	拠点収集 (月1回(地域)) (月3回(エコロの森))		委託業者 (古賀環美サービスセンター) (コスモス環境)	古賀清掃工場 (焼却、再資源化) 古賀市不燃物埋立地 (埋立)
		粗大ごみ	戸別収集 (毎月指定日(有料))			
	資源ごみ	びん	拠点収集 (月1回地域別分別収集) (月3回エコロの森分別収集)			
		ガラス				
		飲料缶				
		金属混合物				
		蛍光管				
		乾電池				
		ペットボトル				
		プラスチック製容器包装				
		梱包材				
		紙パック				
		食品トレイ				
		陶磁器				
古紙・古着	拠点収集 (その都度)	再生業者	再資源化施設 (再資源化)			
剪定枝葉		委託業者				
事業系	可燃ごみ	個別収集 (その都度) (※1)	許可業者 (古賀環美サービスセンター)	古賀清掃工場 (焼却、再資源化) 古賀市不燃物埋立地 (埋立)		
	不燃ごみ					
	直接搬入ごみ	—	—	—		
	集団回収	集団回収団体が収集 (その都度)	—	再資源化施設 (再資源化)		
その他	し尿	戸別収集 (月2回)	許可業者 (古賀衛生工業) (コスモス環境) (環境開発工業)	古賀市海津木苑		
	浄化槽汚泥	戸別収集 (その都度) (※2)				
	脱水汚泥	—	委託業者	古賀清掃工場 (焼却)		
	廃食用油	拠点収集 (その都度)	再生業者	再資源化施設 (再資源化)		
	小動物死体	戸別収集 (その都度)	許可業者 (古賀環美サービスセンター)	古賀清掃工場 (焼却)		

※1事業者が古賀清掃工場に直接搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集業者に委託する。

※2浄化槽法の定めにより収集する。

6 古賀市環境基本条例

平成 16 年 10 月 5 日
条例第 17 号

附則

犬鳴の山並みを東に望み、白砂青松の連なる玄界灘を背に起伏に富んだ地勢の中で、私たちのまち古賀は、豊かな自然の恵みの下に、生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらした今日の社会経済活動は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させることにより拡大し続けてきた結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球規模の環境を脅かすまでに至っている。もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を荷っている。

私たちは、私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常の生活行動及び社会経済活動が環境へ影響を与えていることを自覚し、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう、新たな取組を進めなければならない。

私たちは、それぞれの責任と役割の下に、英知を出し、協力・協働して、豊かな環境を保全し、創造していくとともに、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環わのまちを実現するため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っていることを踏まえ、市民が、環境に関する情報を共有し、これに伴う市政への参加を通じて、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、社会経済活動その他の活動による環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力・協働して推進されなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力・連携して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活における環境への負荷を低減する責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協力・協働していかななければならない。

第2章 施策の策定等に係る基本方針

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史・文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第24条に定める古賀市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するとともに、これに対する市民の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 推進施策

第1節 環境への負荷の低減に資する施策

(公害等の防止)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障(公害を除く。)を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

- 第13条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いの確保に資する公共的施設の適正な整備及び健全な利用を図る事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と再生)

- 第14条 市は、環境保全型農業(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第2条に規定する持続性の高い農業生産方式による農業をいう。)の普及、地産地消の促進その他の地域固有の里地里山の豊かな自然環境の保全及び再生に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

- 第15条 市は、自然環境を保全することが特に必要な地域において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が策定する計画について、その計画が環境に適正に配慮されたものとなるように、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

- 第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

- 第17条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

- 第18条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

- 第19条 市は、市民又は事業者(以下「市民等」という。)が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組又は活動を促進するため、必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課することについて調査及び研究を行い、その措置を講ずるものとする。

第2節 市民等による環境の保全及び創造に関する活動を促進する施策

(環境教育等の振興)

第20条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境教育等」という。)の振興を図るものとする。

2 前項の場合において、市民等に対する環境教育等の振興に当たっては、市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)との協働を図りながら、必要な施策を推進するように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)

第21条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境教育等の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第3節 地球環境保全のための施策の推進

(地球環境保全のための施策の推進)

第23条 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第5章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、古賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(民間団体等の施策への参加)

第25条 市は、民間団体等が環境の保全及び創造に関する施策について意見を述べるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制等の整備)

第 26 条 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要
体制の整備に努めるものとする。

(施策推進の庁内体制の整備)

第 27 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、
市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

(民間団体等との協力・協働)

第 28 条 市は、民間団体等との協力・協働により、環境の保全及び創造に関する施策の
推進に取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 29 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、
国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(環境基本計画の経過措置)

2 この条例の施行の際既に定められている環境基本計画は、第 9 条第 1 項から第 5 項ま
での規定に基づき定められたものとみなす。

(古賀市環境審議会条例の廃止)

3 古賀市環境審議会条例(平成 14 年条例第 26 号)は、廃止する。

(古賀市環境審議会委員の経過措置)

4 この条例の施行の際現に廃止前の古賀市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されてい
る委員は、第 24 条第 5 項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第 6
項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 4 日までとする。